西宮市国土強靱化地域計画

(改定素案)



令和●年●月

西宮市

< 目 次 >

Ι		はじめに	
	2	. 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
п		西宮市の特性	
	2	. 地形・地質的特性····································	8 1(
Ш		「西宮市国土強靱化地域計画」の基本目標	
	2 3 4	. 目指すべき将来の地域の姿 . 基本目標 . 事前に備えるべき目標 . 自然災害の想定 . リスクシナリオの設定	16 16 17
		リスクに対する対応	
	2	. 基本方針	23 23
		別紙1】リスクシナリオ回避に向けた課題整理	61

I はじめに

わが国は、位置・地形・地質・気象などの自然的条件から、台風・豪雨・豪雪・洪水・土砂災害・地震・津波・ 火山噴火などによる様々な災害が発生しやすい国土となっている。これまで、度重なる大規模自然災害の発生 により、その都度、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的損失を受け、長期にわたる復旧・復興を繰り 返してきた。

平成 23 年3月 11 日に発生した東日本大震災は、それまでの想定をはるかに超える観測史上最大のマグニ チュード 9.0 の地震と大津波の発生により、死亡者・行方不明者約1万9千人、家屋全壊約 13 万棟、最大避難 者約 47 万人と未曾有の被害をもたらした。

本市においても、平成7年1月 17 日午前5時 46 分に発生した阪神・淡路大震災(兵庫県南部地震)により最大震度7を観測し、死者 1,146 人(震災関連死含む)、負傷者 6,386 人、倒壊家屋 61,238 世帯と壊滅的な打撃を受け、復旧・復興を遂げた所である。

しかし、近い将来、発生が懸念されている南海トラフを震源とする大規模地震等は、東日本大震災以上に広域にわたり甚大な被害が発生することが想定されている。また、地球温暖化の進行に伴う大雨の頻度増加、大型化する台風の増加も予測されており、これまで以上に水害、土砂災害、高潮災害等の頻発化、激甚化も懸念されている。

そうした中、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下「基本法」という。)」が公布・施行され、国は基本法に基づき「国土強靱化基本計画(以下「基本計画」という。)」を策定した。また、基本法第 13 条には、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画(以下「国土強靱化地域計画」という。)を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されており、兵庫県においても、「兵庫県強靱化計画(以下「県地域計画」という。)」を策定したところである。

本市においても、国土や経済、市民の暮らしが大規模自然災害等により致命的な損傷を負わない強さと、速 やかに回復するしなやかさを備えた社会の仕組みをつくるとともに、県や国など関係機関との相互の連携の下、 国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「西宮市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」 という。)を策定するものである。



西宮市の夜景

1. 計画策定の目的

本計画は、市民の生活及び経済に甚大な影響を及ぼす大規模自然災害等が発生しても、尊い人命の保護が最大限図られ、様々な重要な機能が機能不全に陥ることなく迅速な復旧・復興が可能となるよう、平時から「事前防災」及び「減災」に取り組むとともに、各施策を総合的に実施して強靱な地域づくりを推進することを目的とする。

2. 計画の位置付け

(1) 基本計画及び県地域計画との調和

本計画は、基本法第 13 条に基づき、国土強靱化に資する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、基本計画及び県地域計画を指針とし、両計画との調和を保ち策定するものとする。

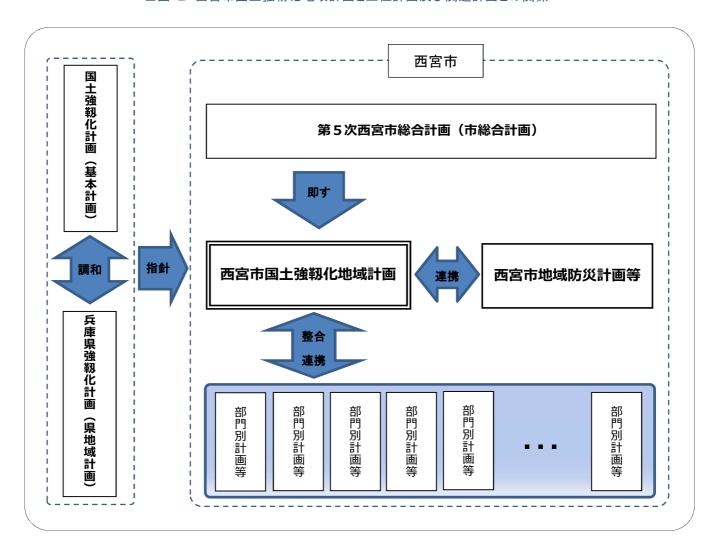
国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係 〇国土強靱化地域計画(地域計画) 〇国土強靱化基本計画(基本計画) ※国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計 ※国土強靱化に係る国の他の計画等の指針とな <u>画等の指針</u>となるべきものとして、<u>国土強靱化</u> <u>地域計画を定めることができる。</u>【基本法第 13 るべきものとした、**国土強靱化基本計画**を定めなければならない。【基本法第10条】 調和 条】 [都道府県・市町村が作成] [国が作成] 指針となる 指針となる 国の他の計画 都道府県・市町村の他の計画 (国土強靱化基本計画を基本とする) 国による施策の実施 都道府県・市町村による施策の実施 ※内閣総理大臣による関係行政機関の長に対する必要な勧告

■図-1 国土強靱化に関する計画の体系

出典:「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」(内閣官房国土強靱化推進室)

(2) 他計画との関係

本計画は、「第5次西宮市総合計画(以下「市総合計画」という。)」の下、「西宮市地域防災計画」と密接に連携して策定するほか、本市における各施策分野で部門別計画等とも整合及び連携する計画とする。



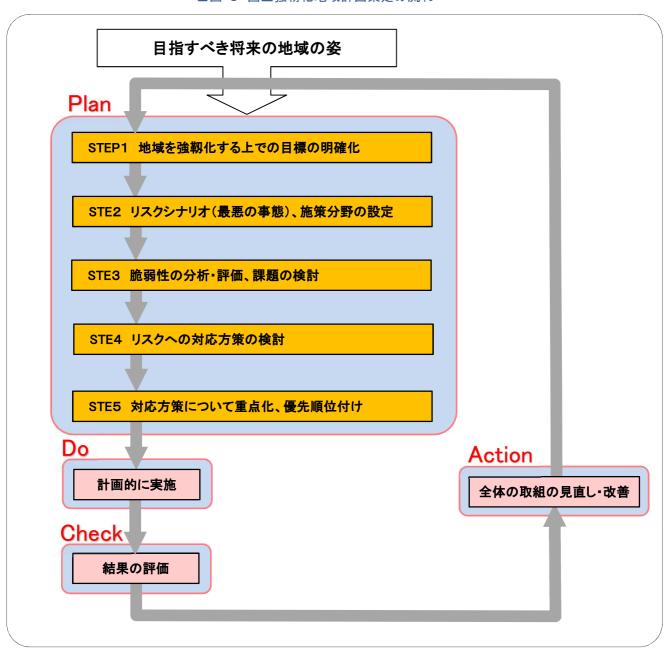
■図-2 西宮市国土強靱化地域計画と上位計画及び関連計画との関係

3. 計画期間及び見直し

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、「西宮市地域防災計画」の見直しを始め、各施策の進捗や災害事象への調査研究、技術開発等の最新の知見、社会経済情勢の変化、関連する部門別計画の見直し等を踏まえ、それらとの整合を図りながら不断の見直しを行うこととする。

4. 計画策定の流れ

本計画の策定は、国土強靱化地域計画策定ガイドラインに記載されているとおり、以下の手順で進めるものとする。



■図-3 国土強靱化地域計画策定の流れ

出典:「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」(内閣官房国土強靱化推進室)

Ⅱ 西宮市の特性

1. 地形•地質的特性

本市は、兵庫県の南東部、六甲山系の東端にあり、大阪~神戸間のいわゆる阪神地域の中央に位置している。市域は、東は武庫川下流を境として尼崎市に、北は仁川と武庫川中流で宝塚市に、北部では神戸市に、西は堀切川を境として芦屋市に接し、南は大阪湾に面している。

地勢は、南北 19.2km、東西 14.2km にわたるひょうたん状の形をなしており、中央部を東西に六甲山系が横断し、これを境にして南部地域では東西につながる市街地が広がり、北部地域では山林や農地が広がっている。



市域面積は 100.18k㎡で、このうち、六甲山系以南の本庁・鳴尾・瓦木・甲東地域が 51.75k㎡、以北の塩瀬・山口地域が 48.43k㎡を占めており、六甲山系によって南部地域と北部地域にほぼ二等分されている。

(1) 地 形

地形は、T.P.--0.6m(鳴尾東保育所付近)から標高 898.6m(関西電力無線局付近)に及ぶ高低差を持ち、起伏、変化に富んでいる。臨海部は、相対的に地盤が低く、T.P.±0~+1m の区域が武庫川河口付近に広がっており、その背後は、比較的緩やかな傾斜地が続くが、六甲山地山麓から急激に地盤が高くなる。また、埋立地区(鳴尾浜、甲子園浜、西宮浜)は、概ね T.P.+3m 以上の地盤高であるが、鳴尾浜地区では一部 T.P.+3 m 以下の区域もある。

地区別	面積(平方km)	最高地点(標高•m)	最低地点(標高·m)
全市	100.18	898.6	-0.6
本庁地域(南部)	27.97	875.3	0.3
鳴尾地域(南部)	9.54	9.9	-0.6
瓦木地域(南部)	5.44	17.1	1.9
甲東地域(南部)	8.80	460.5	7.3
塩瀬地域(北部)	24.64	525.3	40.3
山口地域(北部)	23.79	898.6	172.2

■表-1 地区別の面積及び標高(令和2年4月1日現在)

出典:令和2年(2020年)西宮市統計書

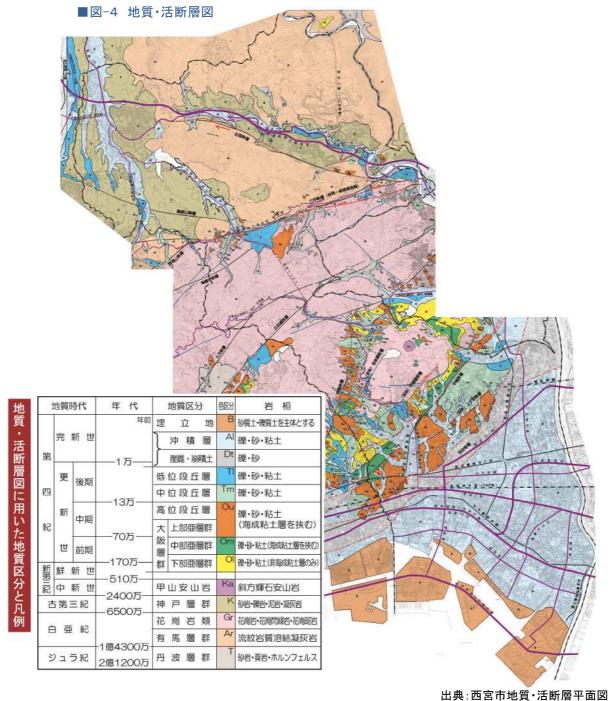
(2) 地 質

地質系統は、中世代の六甲花崗岩及び石英粗面岩類の古い系統と、新生代における神戸層群、大阪層群、 段丘れき層及び沖積層といった比較的新しい系統の2つに大きく分けることができる。

太多田川から北部一帯は主として石英粗面岩類からなり、山口町と塩瀬町の一部では泥岩、砂岩、れき岩からなる神戸層群で覆われており、この層群において集落の形成がみられる。

東六甲山系に属する山地においては、表層は凝固度の弱いれき、砂、粘土からなる洪積層(大阪層群、段丘れき層)に覆われており、南部の市街地は、花崗岩の風化作用と河川の侵食作用によって、六甲山地の土砂が多量に下流に運ばれ、堆積してできた沖積層のデルタの上に形成されている。

また、兵庫県南部地震発生時には、野島断層が活動したことが判明しているが、市域内には、甲陽断層や西宮断層、六甲断層など、いくつかの活断層の存在が明らかになっている。



(3) 河 川

河川は、東六甲山地を中心として放射状に流れ、夙川、東川、新川などの小河川を除けば、すべて武庫川水系に属している。市内には、武庫川を始め二級河川が17本あり、これらに接続する多くの支流がある。



【市内の二級河川】

武 庫 川 水 系 : 武庫川、仁川、川西川、太多田川、名塩川、船坂川、有馬川、西川、

畑川、どん尻川、猪切谷川

新川水系: 新川

東川水系: 東川、津門川

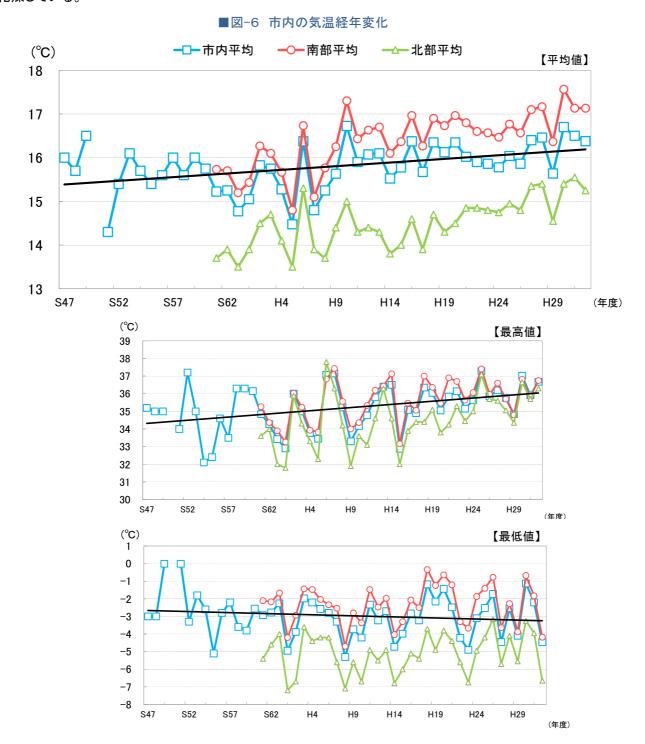
洗 戎 川 水 系 : 洗戎川
夙 川 水 系 : 夙川

堀切川水系: 堀切川

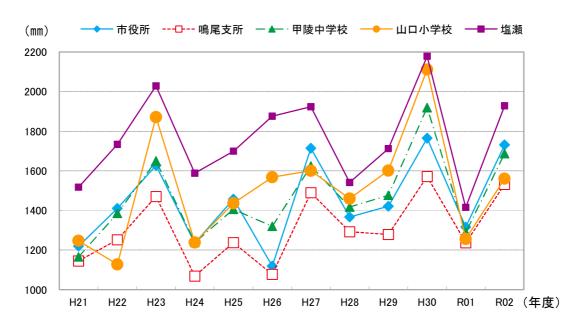
2. 気候的特性

気象は、山間部に属する北部と、大阪湾に臨む南部とではやや異なるが、その特性は、おおむね瀬戸内海性気候を示し、晴天が多く、気候は温暖である。

気温については、南部と北部で年間平均気温は1~2℃程度異なる。そのため、南部地域では雨の場合でも北部地域では雪が降っていることもある。北部では冬季の冷え込みが厳しく、夏季は南部地域と同様かなり高温になっている。ここ数年間の市内の平均気温の推移をみると横ばい傾向にあるが、観測開始からみると平均気温および最高気温は上昇傾向にある。また、過去の測定結果からみると、夏季は高温多湿に、冬季は低温乾燥している。



降水量については、日本特有の温暖湿潤気候により、夏季は多雨、冬季は少雨の傾向がある。近年、夏季にゲリラ豪雨と呼ばれる短時間に数十ミリの猛烈な雨を観測することが多くなっており、令和2年度の年間降水量は平年よりやや多めであった。



■図-7 市内の過去 10 年間の年間降水量経年変化

3. 社会的特性

(1) 人口動向

本市の人口は、市制施行時の大正 14 年には約 34,000 人であったが、市域の拡大と都市化の進展により増加を続け、昭和 50 年には 400,000 人を超え、昭和 60 年頃には 420,000 人を超えるほどとなったが、平成7年の阪神・淡路大震災により状況は一転し、一時は 390,000 人程度まで激減した。

しかし、震災復興に伴う住宅供給の増加により転入者が増加し、平成 12 年には震災前の人口を上回る約 438,000 人となった。年間おおむね 4,000 人以上の人口増が平成 19 年まで続いた。以後も微増を続け、現在、本市には 480,000 人を超える人々が住んでいるが、平成 28 年をピークに減少に転じている。



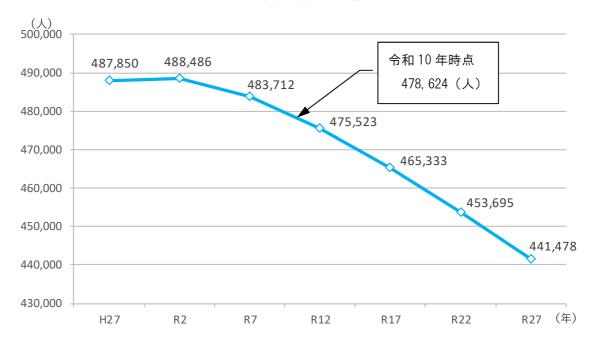
■図-8 本市の人口の推移

出典:第5次西宮市総合計画

平成 27 年度の国勢調査によると夜間人口 487,850 人に対して昼間人口が 439,258 人となっており、いわゆるベッドタウンであるといえる。また、流入人口に着目すると、「大学のまち」として市内に多くの大学や短大が立地することから、市外からの通学者が 23,891 人となっていることも特徴的である。

また、将来人口について推計したところ、令和3年度までは緩やかに減少するが、それ以降は減少幅が大き くなり、令和10年度時点では478,624人と推計している。年齢階層別に見ると、年少人口(O~14歳)及び生産 年齢人口(15~64歳)の割合が減少する一方、高齢者人口(65歳以上)の割合が増加し、特に令和12年以降 は、高齢化率が急速に上昇すると予測している。

■図-9 本市の将来人口推計



出典:第5次西宮市総合計画

■表-2 本市の将来人口推計(第5次総合期間)

(人)

年齢3区分	R1年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年
0~14歳人口	67,135	65,672	65,236	63,955	62,634	61,450	59,937	59,477	58,351	57,316
15~64歳人口	303,455	302,510	300,561	300,644	300,409	299,775	298,027	295,585	294,054	292,308
65歳以上人口	118,033	120,304	122,274	122,421	122,801	123,488	125,748	127,714	128,306	129,000
(うち、75歳以上)	(58,800)	(60,105)	(61,067)	(64,572)	(67,800)	(70,892)	(73,598)	(75,712)	(76,541)	(76,765)
総数	488,623	488,486	488,071	487,020	485,844	484,713	483,712	482,776	480,711	478,624

出典:第5次西宮市総合計画

(2) 建物

本市の建物棟数は、237,240 棟(平成 30 年 住宅・土地統計調査による計値)で、このうち木造家屋は、全体の約 30%にあたる 70,310 棟となっている。特に、南部地域では、六甲山地から武庫川・沿岸部に広く分布しており、土砂災害や津波、洪水、高潮、内水氾濫による浸水などの危険性を有している。

■表-3 住宅耐震化率の推移

	H18 年	H20 年	H25 年	H30 年
西宮市	73.3%	85.4%	91.9%	93.7%
兵庫県	77.9%	82.4%	85.4%	90.1%
全 国	75%	79%	82%	87%

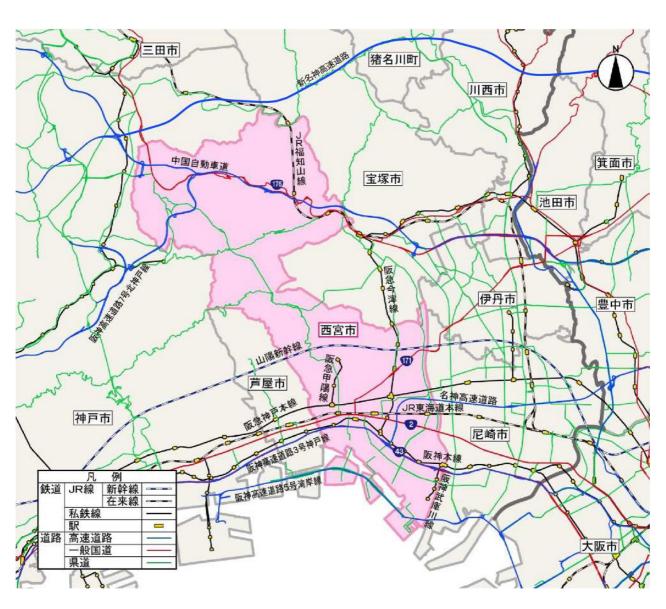
注)数値は、住宅・土地統計調査(総務省)による推計値。

H18 の兵庫県及び全国の数値については、H15 時点の数値。

(3) 道路•交通

本市の道路網については、自動車専用道路として東西方向に名神高速道路、中国縦貫自動車道、阪神高速道路3号神戸線及び5号湾岸線が整備されており、広域幹線道路として国道2号、同 43 号、同 171 号、同 176 号が整備されている。

本市の鉄道網については、南部地域にJR東海道本線、阪急電鉄神戸本線、阪神電鉄本線が東西方向に連絡し、南北方向には、阪急電鉄今津線、同甲陽線、阪神電鉄武庫川線が通じ、それを補完するように路線バス網があり、通勤・通学等市民の日常生活に利用されている。また、北部地域には、JR福知山線によって大阪方面に連絡しており、ベッドタウンとしての利便性が確保されているほか、山口地域と南部地域を直接連絡するさくらやまなみバスが運行している。



■図-10 主要な道路・交通網

出典:西宮市都市交通計画

(4) 産業

本市の商業については、阪神・阪急・JR の各鉄道の主要駅周辺を中心に小売業の立地や、幹線道路沿いを中心に大規模から中小規模まで様々な小売店舗の進出が著しく、商業集積は分散する傾向が見受けられる。また、大型の商業施設や集客施設には、市内だけでなく市外・県外からも多くの来場者があり、賑わいを創出する商業集積地として大きな経済効果を生み出している。

本市の工業については、製造品出荷額等で見ると飲食料品が 63.6%(うち清酒製造業 11.6%)を占めており、 県下でも特異な構造となっている。市内工業は、新興国の経済発展や産業・経済のグローバル化等が進展する中、事業所数・従業者数・製造品出荷額等については減少傾向にある。

本市の農業については、農地の約7割が市街化調整区域内にある典型的な都市型農業であり、北部地域では、水稲(米)を中心にダイコンやハクサイなどの重量野菜の栽培が行われ、南部地域では水稲(米)のほか、 大阪・神戸といった大規模消費地に近い地の利を生かした葉物野菜の栽培が年間を通じて行われている。

本市の観光については、自然環境や歴史的・文化的に価値の高い施設などの資源を活用し、西宮の魅力や ライフスタイルなどを市内外に発信することで、都市ブランドの向上に努めている。また西宮観光協会と連携して、市内観光施設の紹介・PR やイベントの開催等の観光事業を行っている。

■表-4 市内の産業別事業所数の推移

(箇所)

			(固)///
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
飲 食 料 品	49	48	48
印刷•同関連品	15	14	13
化学工業製品	12	12	10
窯業・土石製品	13	10	12
鉄 鋼	3	3	3
一般機械器具	26	27	22
電気機械器具	6	7	6
そ の 他	53	51	50
計	177	172	164

注)飲食料品は「食料品」と「飲料・たばこ・飼料」の合計。

出典:市政の概要

一般機械器具は「はん用機械器具」と「生産用機械器具」と「業務用機械器具」 の合計。

4. 既往災害

(1) 地震災害

本市は、内陸部に震源を持つ直下型地震、太平洋岸のプレート間で発生する地震によって被害を受けており、比較的詳細な資料や被害状況が得られる 20 世紀中の主な地震では、北但馬地震(大正 14 年、死者 428 人、負傷者 806 人)、南海地震(昭和 21 年、死者 1,330 人、負傷者 69 人)、兵庫県南部地震(平成7年、死者 6,402 人、負傷者 40,092 人)があげられる。

(2) 気象災害

明治時代までは決壊・氾濫を繰り返していた武庫川は、幸い明治以降は堤防が決壊することもなくなっていることから、近年の風水害は、豪雨及び台風による水害、高潮、土砂災害などが中心となっている。

近年で被害が大きかった風水害は、昭和39年台風第20号や昭和42年7月の豪雨があげられ、特に、昭和42年7月豪雨では、市内で1,289棟もの床上浸水が発生した。また、近年では、平成30年の台風第21号において、観測史上最大の高潮と暴風に起因する大規模な停電が長く続いた。

Ⅲ 「西宮市国土強靱化地域計画」の基本目標

1. 目指すべき将来の地域の姿

「人口減少や少子高齢化の進展による社会構造の変化」「行政需要の拡大・多様化」「コミュニティの衰退」 「激甚化する大規模自然災害への防災対策」「震災復旧・復興経験職員の減少」といった課題に対して、災害 に強く、安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指す。

2. 基本目標

本市が強靱化を推進する上での基本目標は、基本計画や県地域計画と同様に、以下の4つの基本目標を 掲げ、国土の強靱化を図るため関連施策の推進に努めるものとする。

I	人命の保護を最大限図ること
п	市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
Ш	市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
IV	迅速に復旧復興すること

3. 事前に備えるべき目標

前記の基本目標を実現するため、事前に備えるべき目標を以下のとおり8つ設定する。これらの目標は、基本計画及び県地域計画と整合するものとした。

1	直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生 活環境を確実に確保する
3	必要不可欠な行政機能は確保する
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5	経済活動を機能不全に陥らせない
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

4. 自然災害の想定

本計画では、市民生活及び経済活動に大きな影響を及ぼすリスクとして南海トラフ地震や上町断層帯地震などの地震災害に加え、風水害や土砂災害、高潮被害を想定する。

(1) 想定される地震

南海トラフ地震(M8~9クラス)

紀伊水道沖では M8.0 を超える南海地震が繰り返し発生している。古文書等によれば、古くは 684 年の白鳳地震から 1946 年の昭和南海地震に至るまで、少なくとも計 8 回発生したことが確認できる。ここまで発生のサイクルが判明している地震は世界的にも少なく、政府の地震調査研究推進本部の評価結果(算定基準日:令和3年1月)では、今後30年以内の発生確率を70%~80%と予想するなど、今世紀前半にも次の南海地震が起こることがほぼ確実視されている。

南海地震は、海域で発生するため津波を伴い、近畿地方、特に沿岸部において大きな被害を与える可能性がある。また、過去の発生パターンから、南海地震の震源域より東の海域を震源域とする東南海地震が直前、又は同時に発生する可能性が高く、関東から九州に及ぶ広範囲の被害が予想される。

また、東日本大震災以降に、内閣府は発生しうる最大クラスの地震・津波として「南海トラフの巨大地震」(平成24年8月29日)を発表した。これによると、発生頻度は極めて低いものの、M9.0(強震断層モデル)、M9.1(津波断層モデル)の規模となり全国的に被害が及ぶこととなる。

なお、本地震に伴う津波の発生が想定されており、「兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定(平成 26 年 6 月 3 日公表)」によると、西宮市域における南海トラフ地震と津波の想定は以下の表のとおりである。

■表-5 南海トラフ地震による想定被害等

項目	内 容
地震規模	M9.1
地震動(震度階)	震度5弱~6弱(長い揺れが1分以上継続)
津波到達時間	112 分(初期水位より1m上昇する時間)
最高津波水位	T.P.+3.7m
浸水面積	911ha
浸水想定区域内の建物数	約1万 6,800 棟
浸水想定区域内の夜間人口	約9万 4,800 人
浸水想定区域内の昼間人口	約9万 3,900 人

出典:兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定

② 上町断層帯地震(M7.5)

想定される震源地は上町断層帯で、大阪平野に最大の被害をもたらす可能性が高い。

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯である。長さは約 42km で、ほぼ南北方向に延びており、断層帯の東側が西側に乗り上げる逆断層であり、断層帯全体が一つの区間として活動した場合、マグニチュード 7.5 程度の地震が発生すると推定され、その時、断層近傍の地表面では東側が西側に対して相対的に 3 m程度高まる段差やたわみが生ずる可能性がある。また、今後 30 年の間に地震が発生する可能性は、 2 %~3%と我が国の主な活断層の中では高いグループに属する。

③ その他の地震等

過去の地震災害の履歴などから勘案し、今後本市に大きな影響を与える可能性が高い地震としては、 有馬-高槻構造線~六甲・淡路島断層帯(M7.9)や山崎断層地震(M8.0)、中央構造線地震(M7.7) があげられている。また、活断層の存在する場所や歴史上大地震の記録がある場所については、将来、 大地震の発生する可能性がある。西宮市周辺域では、中央防災会議あるいは兵庫県により、兵庫県内 南西部の御所谷断層帯や大阪湾内の大阪湾断層帯などが想定されている。

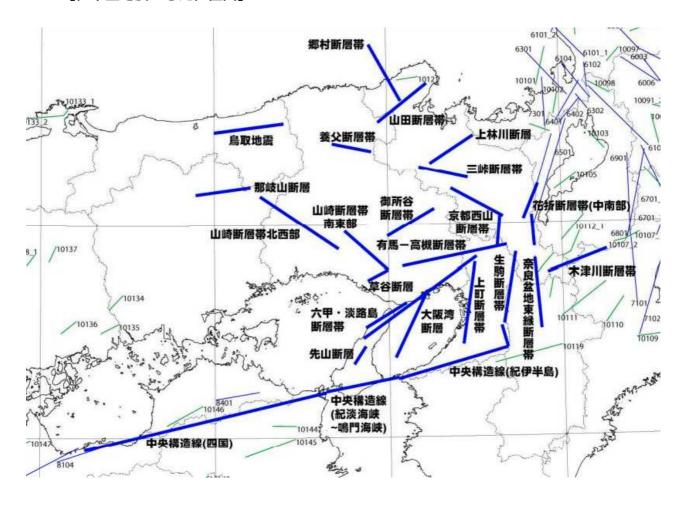
また、近隣府県にも生駒断層帯、三峠・京都西山断層帯など、多くの活断層が分布している。 なお、平成28年4月の熊本地震では、最大震度7の地震が連続発生している。このことからも、大 規模地震が数時間から数日間の時間をおいて連続して発生する可能性があることも想定される。

■図-11 想定地震の位置図

【海溝型地震の想定位置図】 132 134° 136 138° 東端: 北端: 富士川河口断層帯の 深部低周波地震が起 北端付近 きている領域の北端 南端: 南海トラフ軸 西端: 日向灘の九州・パラオ 海嶺が沈み込む地点 四国海盆 最大クラスの地震: 震源域の広がりから推定される 30" 規模はM9クラス 130 000 0 1000 水深と標高 (m)

出典: 地震調査研究推進本部 地震調査委員会「南海トラフの地震活動の長期評価 (第二版)概要版」(平成 25 年 5 月)

【直下型地震の想定位置図】



出典:兵庫県地域防災計画 地震災害対策計画

(2) 想定される風水害

① 集中豪雨

風水害の代表的なパターンの一つは、梅雨前線による豪雨災害であり、昭和 13 年、42 年の大災 害が代表的な事例である。いずれも前線が兵庫県のすぐ南で停滞しているときに、弱い熱帯低気圧 が北上し前線の活動が活発化するという点で共通性がある。

また、近年、局所的集中豪雨で浸水被害が多発しており、短時間に発生発達するため予測を行うことが難しいこと、そして、想定外の激しい降雨が都市型水害を引き起こしているという特徴が指摘されている。

2 台 風

熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」といい、このうち北西太平洋又は南シナ海に存在し、なおかつ低気圧域内の最大風速(10分間平均)がおよそ17m/s(34ノット、風力8)以上のものを「台風」と呼んでいる。

台風による風水害は、室戸台風、ジェーン台風などたびたびもたらされており、近年その発生数、 上陸数とも増加傾向を見せており、各地で被害をもたらしている。

台風の進行方向前面に前線があるときには、特に大雨に対する警戒が必要なほか、コースによっては大阪湾を中心に高潮が発生するおそれがある。

③ 洪 水

洪水は、堤防が決壊又は堤防から越水・溢水することによって発生する。明治 30 年以降、武庫川の堤防が決壊したという記録は無いが、近年の気象状況等の変化などによって、各地で大規模な洪水が発生しており、想定外の大雨・長雨が降った場合、洪水への警戒が必要となる。

また、県は管理している河川について、「計画規模の降雨(河川整備の目標降雨)」により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される洪水浸水想定区域とあわせて、水防法及び総合治水条例に基づき、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による洪水浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を示した洪水浸水想定区域図を公表しており、それぞれの想定に基づく対応が必要となる。

④ 高 潮

台風に伴う風が沖から海岸に向かって吹くと、海水が海岸に吹き寄せられて海岸付近の海面の上昇が起こる。また、台風が接近して気圧が低くなると、「吸い上げ効果」によりさらに海面が持ち上がり、このようにして起こる海面の上昇を高潮と呼んでいる。特に、夏から秋にかけての大潮時期は、潮位も高止まりとなることから、高潮が発生しやすい状況となる。平成30年の台風第21号による影響では、観測史上最大の潮位となり、臨海部に大きな被害が発生している。また、高潮により潮位が上昇すると、河川下流部では排水ができないことが原因となって氾濫が生じる危険性もある。

現在、県では、想定し得る最大規模の高潮による高潮浸水想定区域図を作成し、水防法に基づく 法指定を進めており、この想定に基づく対応が必要となる。

⑤ 土砂災害

土砂災害の多くは台風や前線等による豪雨に誘発されるものが多く、近年、都市化の進展に伴う 土地利用の変化等によって、土砂災害の発生が目立っている。平成 26 年 8 月の豪雨において、広 島市では大規模な土砂災害が発生するなど、全国的にも土砂災害の被害が発生している。

特に兵庫県南部地震によって、六甲山地などでは斜面崩壊が多くの箇所で発生しており、2次災害が発生しやすい状況にある。平成26年8月の台風第11号では六甲山系(六甲砂防事務所事業実施範囲周辺)において約270箇所の斜面崩壊が確認されており土砂災害警戒区域等では今後も警戒が必要である。

5. リスクシナリオの設定

大規模自然災害に対して、8つの「事前に備えるべき目標」を脅かす「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」について設定する。本計画では、基本計画や県地域計画のリスクシナリオを基本とし、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、本市の地理的・地形的特性、気候的特性、社会経済的特性を踏まえ、38の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を以下のとおり設定する。

Ī	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
		1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模集客施設等の倒壊による多数の死傷者 の発生
		1-2	ウルエ 住宅密集地や大規模集客施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生
1	直接死を最大限防ぐ	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		2-1	被災時における食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	長期にわたる孤立地域等の発生
	救助・救急、医療活動が迅速に行われるよう	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2	が迅速に行われるとと もに、被災者等の健	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
	康・避難生活環境を確 実に確保する	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
Ľ	は確保する	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	 必要不可欠な情報通信	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
4	機能・情報サービスは	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	確保する	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・ 支援が遅れる事態
	必要不可欠な機器通信	5-1	社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響(エネルギー供給の停止、金融サービス機能の停止等)
5	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは 確保する	5-2	幹線が分断するなど、基幹的な交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞
		5-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
	ライフライン、燃料供	6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライ チェーン等の長期間にわたる機能の停止
c	給関連施設、交通ネッ	6-2	上水・工業用水の長期間にわたる供給停止
0	トワーク等の被害を最 小限に留めるととも		下水道施設やごみ処理施設の長期間にわたる機能停止
	に、早期に復旧させる	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
<u></u>			防災インフラの長期間にわたる機能不全
			地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
			海上・臨海部の広域複合災害の発生
7	制御不能な複合災害・	7–3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
,	一次交合を先生できない	7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷 者の発生
			有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大
<u></u>			農地・森林等の被害による土地の荒廃
		8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不 足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
	社会・経済が迅速かつ 従前より強靱な姿で復	8-3	長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
8	興できる条件を整備する	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰 退・損失
	(ပ	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚大な影響
	-		

IV リスクに対する対応

1. 基本方針

リスクに対する基本的な対応方針については、市総合計画等で位置付けられた各施策を計画的に進めるとともに、市域において実施される国や県が主体となる施策等に対して最大限協力することとする。

また、ハード対策事業については、多大な事業費と期間を要することから、ソフト対策の充実等も念頭に強靱化が図られるよう調査・研究し、施策展開できるよう努めることとする。

さらに、他都市との広域連携等の推進を始め、本市内外の各機関・事業等との連携を図り、強靱化を推進するものとする。

2. 強靱化を推進する上で特に配慮すべき事項

- ○強靱化を推進する上での取組姿勢
 - ・本市の強靱化を損なう原因を検証し、取組を推進する
 - ・中期的な方針を共有しつつ、優先度の高い取組は短期間で重点的に進める

○適切な施策の組み合わせ

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する
- ・自助、共助、公助の主体的な取組を推進するとともに、それらを適切に組み合わせた連携と、 それぞれの特性を生かした役割分担により、一体的かつ効果的、効率的な取組を推進する

〇効率的な施策の推進

- ・市民の需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図る
- ・既存の社会資本の有効活用等により、費用を縮減し効率的な施策を推進する

〇地域特性に応じた施策の推進

- ・地域コミュニティ機能を向上するとともに、各地域における担い手が適切に活動できる環境 整備を推進する
- ・女性、子供、高齢者、障害のある人、言葉が不慣れな外国人などの要配慮者の実情を踏まえ た対策を推進する
- ・地域特性に応じ、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する

3. 課題の整理(脆弱性の評価)

前章において38設定した「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」に対し、各リスクシナリオを回避するための課題整理を【別紙1】のとおり行った。

4. 施策推進の方向性

各「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」の課題解決に向けた施策方針については、1 つの施策方針がリスクをまたいだ複数の課題に対応するケースが多いことから、施策方針を 12 の施策分野に分類した上で、各リスクシナリオとの関係性を下表のとおり整理し、施策分野ごとに施策方針を列挙する。また、各施策分野において実施する主な事業や計画は【別紙2】のとおりとする。

各施策については、その進捗状況や社会経済情勢等の変化、関係機関等の動向も踏まえ、不断の見直しを行い、全庁が一体となって推進する。

								施策	分野					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
事	前に備え	るべき目標	国市	住	ンラ	保	情	産	交	行	避	強 地	老	民広
			土 域	宅	. 1	健	報	業	通	政	難	化 域	朽	連 域
			保に		廃フ		•			機	支	の	. –	携 連
			全お		棄う		通		物	能	援	防		携
		起きてはならない最悪の事態	ける		物イ	療	信		流			災力		官
目	標1】直	接死を最大限防ぐ		<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>					/3		
		住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模集客施設等の	1	I	1		ı	1	1	1				
	1-1		•	•		•	•		•				•	
		倒壊による多数の死傷者の発生 住宅密集地や大規模集客施設等における大規模火災による多数の死傷			-									+
	1-2			•									•	
	4.0	者の発生								_	_	_		+
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生					•			•	•	•		<u> </u>
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発	•	•			•				•	•	•	
		生											—	
	1-5	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	•	•			•				•	•		
目	標 2]救!	助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生	活環均	竟を確	実に確	保す	3							
	2-1	被災時における食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネル							•	•		•		
	2-1	ギー供給の停止											<u> </u>	
	2-2	長期にわたる孤立地域等の発生			•		•		•	•		•	1	
İ	2.2	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対								•	_			
	2-3	的不足								•	•	•	1	•
	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱					•			•	•	•		•
		医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネル												†
	2-5	ギー供給の途絶による医療機能の麻痺			•	•			•	•			•	
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生			•	•				•	•			
		劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康												†
	2-7	状態の悪化・死者の発生		•	•	•				•	•		L	•
目	標3]必	要不可欠な行政機能は確保する												
	2.4	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混												
	3-1	乱										•	l	•
	3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下		•						•	•		•	•
目	標4]必	要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する												
	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止			•		•							
	4.5	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事	1				1_							
	4-2	態					•						<u></u>	
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができ					•			•	•	•		
78	抽 口 1 公文	ず、避難行動や救助・支援が遅れる事態 済活動を機能不全に陥らせない												
\ H	1示 フ 』 祚主		1				1							
	5-1	社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響(エネルギー供給の			•					•			l	
		停止、金融サービス機能の停止等)	<u> </u>	ļ	Ļ.		ļ	Ľ	<u> </u>	<u> </u>			<u> </u>	<u> </u>
	5-2	幹線が分断するなど、基幹的な交通ネットワークの機能停止による物流・							•				l	
		人流への甚大な影響	<u> </u>	ļ					<u> </u>					
	5-3	食料等の安定供給の停滞						•	•	•			•	
	5-4	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響	•		•								•	
		-												

								施策	分野					
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
事	前に備え	るべき目標	国市		ンラ		情	産	交	行	避	強 地	_	民広
			土域	ı	. 1		報	業	通	政		化 域		連垣
			保に	ı	廃 棄 ラ		通		物物	機能	支援	の防	化対	携 連
							. —		流	用它	抜	災	策	177
		匹さくはなりない販売の事態	。 る	市	物イ	,,,,			7710			カ	210	Ē
目	標6]ラ	イフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留め	りるとと	もに、	早期(こ復旧	させる	5						
	6-1	電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止			•									
I	6-2	上水・工業用水の長期間にわたる供給停止			•								•	•
ľ	6-3	下水道施設やごみ処理施設の長期間にわたる機能停止			•								•	•
ľ	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止							•				•	
ľ	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全								•			•	•
目	標7]制	 御不能な複合災害・二次災害を発生させない	1					ı	ı	ı		1		
ſ	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生		•			•		•	•	•	•	•	•
ľ	7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生						•	•	•				•
ľ	7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺		•										
Ī	7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	•				•				•		•	
	7-5	有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大						•		•				
Ī	7-6	農地・森林等の被害による土地の荒廃	•					•						
目	標8]社	- 会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する												
	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態			•									
	8-2	復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態								•		•		
ľ	8-3	長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態			•							•		
	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有 形・無形の文化の衰退・損失		•						•		•		
ľ	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興 が大幅に遅れる事態		•							•		•	•
	8-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による 市内経済等への甚大な影響										•		•

1. 市域における国土保全

(治水対策)

- 校庭貯留施設や地下貯留槽などの雨水貯留浸透施設等の整備、ため池改修に併せた放流設備等の整備により河川への雨水流出を抑制する流域対策を推進する。
- 「西宮市水路改修計画」に基づき、「予防保全型維持管理」に則した水路施設の整備を行うとともに、水路改修に合わせて消防用取水施設の設置を進める。また、水路の除草清掃に合わせて水路の状況点検を実施するとともに、出水期前には水路や調整池、樋門等の点検を重点的に行う。
- 決壊による災害を未然に防止するため、危険度の高いため池の改修・耐震化や利用実態のないため池の廃止を推進する。
- ため池管理者を対象とした管理技術の講習会の開催や巡回点検を通じた現地指導、豪雨に備えた事前放流の取組など、管理者による適正な管理活動を支援する。
- 国土交通省、農林水産省林野庁、県に対して砂防、地すべり対策事業等を要請し、事業の円滑な推進に向けて積極的に協力する。

(山地防災・土砂災害対策)

- 災害に強いまちづくりを進めるするため、住宅・建築物安全ストック形成事業を推進する。土砂災害特別警戒区域内の既存不適格住宅の移転又は既存不適格住宅の改修を促進するため、既存住宅の除却や移転先住居の建設・購入、既存建物の防護壁等の整備について県と連携して支援する。
- 県が行う急傾斜地等崩落対策事業に係る工事費に対し地元負担金を支出し、地元調整等に協力することにより、事業の進捗を図るとともに、土砂災害の対策が必要な市施設等について安全を確保する。
- 森林の防災機能を低下させるナラ枯れ被害の拡大防止のため、ナラ枯れ被害調査により、枯損 したナラ枯れの伐採に取り組む。
- 公有林の倒木を抑えるため、森林環境譲与税を活用した森林整備を進める。
- 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、間伐等の森林整備を推進する。

2. 住宅•都市

(建築物の耐震化)

- 「西宮市耐震改修促進計画」(計画期間 H29~R8) に基づき、各種補助制度等を積極的に活用しながら、市内建築物の耐震化を促進する。
- 市営住宅の耐震化を進めるため、市営住宅の集約・建替え事業を推進する。
- 学校施設は、児童生徒の学習や生活の場であるとともに、地震などの災害時には地域住民の避難場所等ともなることから、躯体の耐震化に加え、非構造部材の耐震化を推進する。
- 公立保育所等について、耐震診断の結果を踏まえ、該当する施設に対して順次施設の移転、建 替え、改修等を実施することにより耐震化を図り、入所児童等の安全を確保する。
- 耐震基準を満たした安心・安全な保育所、認定こども園等を整備する社会福祉法人等に対し、 施設整備費を補助する。

- 定員拡大や耐震化を目的として保育所の建替え等を実施する社会福祉法人等に対し、整備費用 を補助することにより耐震化を図る。
- 災害に強いまちづくりを進めるために、住宅・建築物の耐震化に向け、県と連携し、専門家による耐震診断、耐震改修等への助成や意識啓発活動等の対策を進め、住宅・建築物安全ストック形成事業及び地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。また、エレベーターなどの非構造部材の耐震対策や老朽化対策、学校、市営住宅等のブロック塀等の安全点検及び安全対策等を推進する。

(交通施設、沿道建築物等の耐震化)

- 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業を推進する。県と連携し、耐震診断や耐震改修等への助成や建築物所有者に対する積極的な事業実施の働きかけを行う。
- 鉄道駅は、多くの乗客が利用するとともに、災害時には一時避難所の機能も有する交通施設であるため、鉄道事業者が行う鉄道駅の整備を、県と連携して支援する。

(文化財の耐災害性の向上)

- 文化財の収蔵・保管環境を整え、文化財の日常管理を強化するとともに、緊急時における対応 体制を平時から確立しておく。
- 文化財建造物の防火・防犯設備の点検・整備や耐震化、防災訓練の実施など、文化財の防災対策を強化する。博物館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる取組を実施する。

(都市防災対策)

- 都市機能の再生や災害に強いまちづくりを図るため、公園や主要道路ネットワークを形成する 幹線道路などの整備を推進するとともに、市民の理解と協力を得ながら、土地区画整理事業な どの面整備も活用し、都市基盤施設整備や無電柱化を計画的に進め、地域の環境改善や防災性 の向上を図っていく。
- 都市の中心市街地等で細分化された土地においては、老朽住宅等の建替えや公共施設の整備などにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等の都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地整備事業を推進する。
- 津波・地すべり等により土地の境界を表す地物が失われることに備え、現地復元可能な土地境界情報を整備する地籍調査事業の推進を図る。

(宅地防災対策)

- 県、市、及び関係機関と合同で宅地防災パトロールを行い、擁壁崩壊等の災害のおそれのある 宅地の土地所有者等に改善勧告を実施するなど、改善を促進する。
- 大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地については、その存在を市民に周知し、防 災意識を向上させるほか、安全性確認のために必要な調査等により宅地の防災対策に取り組む。
- 都市計画法及び宅地造成等規制法の規制により、盛土等が生じる宅地造成に対して擁壁や排水 施設を適切に設置させることで、宅地造成に伴う災害を防止する。

- 「西宮市空家等対策計画」に基づく対策を推進する。
- 市民等からの相談で把握した管理が不適切な空き家については、関係部局が連携しながら、継続して所有者等に対して適正管理指導を行う。
- 管理が不適切な空き家の発生を抑制するため、パンフレット等様々な媒体を通じ、空き家の適正管理の重要性について、広く継続的に啓発を行っていく。

3. ライフライン・廃棄物

(ライフラインの耐災害性強化)

- 「西宮市水道事業ビジョン 2016」や「西宮市水道施設整備計画」に基づき、管路、浄水場、配水池、配水槽等の水道施設について、国の交付金制度等を活用した計画的な耐震化等の施設整備を進める。特に、管路については震度 7 級の大規模地震に対する通水機能の保持及び重要給水施設への管路の耐震適合率 100%とすること等を目標に取り組む。
- 災害や事故時においても安定した水供給を継続するため、システム全体としての複数系統化や 施設の停電対策など、バックアップ機能の強化を図るとともに、応急給水対策等を進める。
- 断水等の被害を最小限に抑えるため、水道施設の計画的な整備や保守点検、災害時の資機材の 確保等を推進する。
- 下水管、処理場、ポンプ場等の下水道施設について、計画的に耐震化、耐水化を推進する。処理場・ポンプ場については、下水の全量を簡易処理(沈殿・消毒処理)できるよう、非常用電源の確保も併せて進める。
- 洪水・津波・高潮等による電力等の長期供給停止、情報通信の麻痺・長期停止を防止するため、 洪水・津波・高潮等の被害が想定される地域の耐水化等の対策を進める。
- 電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を発生させないため、都市計画道路の整備や大規模な再整備(リニューアル)などに併せて、緊急輸送道路等における無電柱化を推進する。

(食料、飲料水等の供給体制確保)

- 被害想定に基づき、必要備蓄品目、数量、災害時における調達品目、調達先、保管場所、輸送方法その他必要な事項等を定める備蓄計画を策定し、適切な食糧、生活必需品及び資機材の備蓄を推進する。
- 避難所となる小学校等における井戸の整備、応急給水設備の設置など、緊急時給水拠点等の整備を図る。
- 民間事業者との協定に基づく備蓄や、他の市町との相互応援協定等による応急給水体制を整備する。
- 渇水時に活用できる代替水源や用水の確保、水利用の広域化を推進する。

(各家庭、避難所等における食料・エネルギーの確保)

- 各家庭や職場で、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発するとともに、事業所等における物資の確保についても啓発する。
- 高齢者及び障害のある方の入所系施設等における防災体制の強化を図るため、既存施設が実施

する非常用自家発電設備の整備等の防災対策に補助を行う。

- 避難所におけるカセットガス式発電機の備蓄等の整備を進めるとともに、業界団体等との連携による LP ガスの確保、プラグインハイブリッド車の貸与等、民間事業者との応援協定による電源の確保の体制を整備する。
- 停電でも使用可能な調理用熱源や燃料、暖房、照明器具の確保等、大規模な災害直後にはライフラインが途絶することを想定して、各家庭での備蓄を行うよう啓発に努める。

(ライフライン関係事業者の防災対策)

- ガス事業者におけるガスの供給状態を把握するための体制や保安体制の整備等への協力に努める。
- 通信事業者による通信網の整備や災害対策用機器の整備・充実等への協力に努める。
- 電力事業者における平時からの関係機関との相互連携協力体制の構築や従業員への防災教育、 復旧用資機材等の確保・整備等への協力に努める。

(災害廃棄物対策の強化)

- 震災や過去の水害を教訓とした「西宮市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時の廃棄物処理 体制の充実を図る。
- 災害時に備えたガレキ処理に係る広域処理体制を構築するため、災害時のごみ仮置き場の確保 状況や必要な機材の保有状況の情報共有を行うとともに、仮置場の確保や域内処理が困難な場 合は、県・市町間における相互応援協定を活用して仮置場の融通や応援に必要な人材・資機材の 調整を行う。また、災害廃棄物処理に係る民間事業者等とも応援協定を締結する。
- 職員等への教育訓練として、水害、地震災害など具体的な自然災害を想定した図上演習等を含む、より実践的なワークショップ形式の研修を実施し、県との連携を確認するとともに、職員のスキルアップを図る。
- 建築物等の解体時における吹付アスベスト除去作業や一定規模以上の解体工事での粉じん飛散 防止対策を推進する。

(堆積土砂・廃棄物の撤去)

● 災害等により宅地などの民有地に土砂・廃棄物などが堆積した場合、堆積土砂排除事業の活用による土砂等の一括撤去について検討する。

4. 保健•医療

(保健・医療施設の強化)

- 保健所施設については、本庁舎周辺公共施設の再編整備において機能集約を図る。
- 市立病院については、県立西宮病院との統合再編による新病院の整備を推進する。

(救急・医療体制の充実、医療資機材の確保)

● 医療機関及び医療関係団体との緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた 適切な医療活動が行われるよう、医療救護活動体制の整備、医療救護資機材の確保を推進する。

- 迅速な医療救護活動を実施するため、災害派遣医療チーム(DMAT)等の医療救護チームや 医療ボランティアの派遣要請及び受入れ調整の体制を整備する。
- 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定に基づき、広域的医療活動を要請する体制を整備する。また、県と協議し、近隣の緊急時対応可能医療機関を事前に把握する。
- 広域搬送が必要な傷病者を想定して、救急車、ヘリコプターや船等を利用した移送手段について県、神戸市消防局、自衛隊、西宮海上保安署等と調整を図る。
- 西宮市薬剤師会の協力体制の下に、災害時に必要な医薬品等の備蓄を行う。併せて、発災後の 医療救護活動における医薬品の迅速かつ確実な確保及び輸送体制の整備に努める。また、医療 機関等とともに、医療資機材の備蓄等に努める。

(被災地における感染症対策に係る体制の構築)

- 平時から予防接種を促進するとともに、消毒、衛生害虫駆除等を行うための体制等を構築する。
- 感染症に係る消毒については、平時からの情報収集と作業手順の整理、職員の研修、資機材の 備蓄を進める。

5. 情報•通信

(情報発信の耐災害性向上)

- 緊急地震速報や気象警報を始め、災害対策上重要な情報を観測・収集するための体制強化を図るとともに、これらの情報を迅速に伝達するための市内通信機器の整備充実を図る。
- 通信ネットワークのループ化や多重化等、バックアップ機能の充実を図る。
- 各種観測・通信機器や情報システムについて、無停電電源装置(UPS)の設置及び非常用電源 確保に努める。また、非常用電源設備については、定期的に点検整備を行い、その使用方法の習 熟に努める。
- 民間の情報通信手段の遮断に備え、衛星通信システム基盤の耐災害性の向上を図るなど、衛星通信ネットワークを防災端末のバックアップ回線として使用できる通信システムの構築を図る。
- 行政情報システム(非常時に優先される重要業務等に限る)において、緊急時対応計画の点検・ 見直し、信頼性の高い通信ネットワークやリモートアクセスシステムの構築、非常用電源の整備等の対策により耐災害性の向上を図る。
- 地震により各種観測・通信機器等の使用に支障が生じないよう、耐震性の確保に努めるとともに、周辺の備品や機器類の転倒等による被害の防止を図る。

(情報提供手段の多様化)

- 防災行政無線の整備、携帯電話やスマートフォンのメールで気象情報等を伝える「にしのみや防災ネット」などのツールを活用し、県、消防、警察等の関係機関、外国人を含む市民及び旅行者に対し防災情報を確実かつ迅速に提供できるよう、情報提供手段の多様化を着実に推進する。
- 報道機関との連携体制強化、既存の情報収集・伝達体制の強化を進める一方で、新たな情報提供方法の導入を検討し、情報通信手段の強化、多重化を図る。

- 外国人に配慮した災害時マニュアルやハザードマップ等の作成・配布のほか、避難所・災害危険地区等に対する外国語表示の付記等を推進する。
- 大規模災害発生時における外国人市民に対する支援を円滑に行うため、やさしい日本語及び多言語による情報提供、行政窓口等への通訳ボランティアの派遣、外国人市民等からの相談・問合せに対応できる体制を整備する。
- 道路交通による外部からのアクセスが困難になる可能性がある地区については、自主防災組織等の連絡体制の充実、通信設備障害時に備えた自主防災組織、消防団員、アマチュア無線等によるバックアップ体制等に留意し、情報収集・伝達体制の強化を図る。

(台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化)

- インターネット等を通じてより広く市民に雨量情報等を提供する。また、データの確実な収集・ 処理・提供を行うため、システムの機能強化、データの収集・提供に必要な伝送路の冗長化を行 う。
- ハザードマップ、ホームページ等を通じて、土砂災害特別警戒区域等の周知を図る。
- 台風・集中豪雨等に対するソフト対策を充実させるため、「防災情報システム」や「西宮市防災ポータルサイト」、「フェニックス防災システム」等を活用し、台風・集中豪雨等に関する防災情報の収集や発信の強化を図る。

6. 産業

(市内事業所の事業継続力強化)

- 大規模災害により事業の継続が困難となる事態を避けるため、市内の事業所等の事業継続計画 の策定について啓発に努める。
- 工場・事業所等において、自家発電設備の導入や燃料備蓄の確保、飲料水、食糧、生活必需品等 の備蓄等を図るよう啓発に努める。

(危険な物質を扱う事業者の災害対応力強化)

- 特定事業所の屋外タンク耐震改修状況や津波対策実施状況を毎年定期的に調査確認し、県と連携して指導を行う。
- 高圧ガス設備のうち、①東日本大震災で破断事故が発生した鋼管ブレースを有する球形貯槽、 ②地震による損傷等が事業所外に損害を与えるおそれがある可燃性・毒性ガスの貯槽について は、事業所が策定した改修計画に基づき耐震化を促進する。
- 高圧ガス関係事業所は、可燃性・毒性ガス設備からの漏えい被害想定を行い、必要に応じ軽減対策等に取り組むとともに、流出防止のため設備の緊急停止、保安設備の稼働、緊急移送等所要の作業に係る手順を定め、定期的に教育訓練を実施する。また、県と連携し関係事業所に対し危害予防規程に基づく教育訓練等の実施を指導する。
- 有害物質等流入事故対策マニュアル、油汚染対策ガイドライン等を参考に、有害物質の拡散・ 流出等に係る体制の整備を進める。
- 災害危険性の高い箇所、施設等については、日頃から被害防止に向けた施設整備を計画的に進めるとともに、市民、関係機関への危険性の周知によって事前に安全対策が講じられるよう努

める。

(農林水産業に係る生産基盤等の耐災害性の強化)

- 基幹的農業用水利施設については、施設の重要度に応じて、大規模地震に対しても通水機能が保持できるよう耐震性能の向上を推進する。
- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力を強化するため、生産基盤施設等の点検・診断と保 全対策、施設管理者の業務継続体制の確立、治山対策等を推進する。
- 多面的機能支払制度を活用し、地域の主体性・協働力を生かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自発的な防災・復旧活動の体制整備を推進する。

7. 交通•物流

(道路交通機能の強化)

- 災害時の救援・輸送活動のための交通機能の確保や都市の防災機能の強化等を目的に、都市計画道路の整備や大規模な再整備(リニューアル)などに合わせて、緊急輸送道路等における無電柱化を推進する。
- 道路災害の発生を防止するため、第三者被害や事故につながるおそれがあると判断される道路 法面等について対策を進めるほか、鉄道をまたいでいる橋梁など、落橋による社会的影響が大 きい橋梁で耐震性が不足している場合は、更新、耐震補強等によって耐震性の向上を図る。
- 道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(緊急輸送体制の整備)

- 市内の備蓄庫や緊急医療機関等を結ぶ輸送路について、県及び関係機関と協議の上確保する。
- 輸送条件を想定した輸送計画の作成、航空輸送体制の整備、輸送業者を含めた輸送体制の整備 を推進する。
- 緊急輸送に係る応援協定の締結、関係機関相互の情報連絡体制、迅速に道路啓開・復旧を行える体制の構築等を推進し、連携強化に努める。
- 災害時の緊急海上輸送に備え、西宮海上保安署や県等の関係機関と協議の上、公共埠頭の位置 や運行方法等についてあらかじめ定める。
- 災害時の緊急航空輸送に使用するヘリコプターの離着陸場所についてあらかじめ指定し、必要に応じて増設を図る。

8. 行政機能

(防災拠点の機能強化)

● 防災中枢機能を備えた市役所第二庁舎(危機管理センター)、地域防災拠点等の整備を充実させるとともに、各防災拠点と避難場所、緊急物資の備蓄庫、緊急用水源及び救護所の整備を図り、

その運用ネットワークの形成を推進する。

● 臨時ヘリポート機能、食糧、資機材、仮設組立式トイレ等の備蓄、並びに飲料水や非常用物資の 集配としての機能等を有する地域防災拠点の機能充実を図る。

(消防の災害対応力強化)

- 震災における消火、救急・救助の経験を生かして、消防団用資機材の整備充実、高度救助用資機 材の整備、耐震性防火水槽の整備など、消防力の強化に努め、今後も、地域の実情や想定される 災害に応じて、消防・救急体制の強化を図る。
- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や、訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する。

(災害時の即時対応体制の強化)

- 緊急連絡網及び動員計画の作成、職員の参集訓練等の実施、緊急時の連絡方法の多重化等、非常参集体制、初動体制を整備する。
- 都市環境の変化や組織体制の変更に応じて適宜防災体制の見直しが可能となるような組織の運営体制を充実させるとともに、災害救助法等の運用の習熟や体制、行動マニュアル等の整備を図る。
- 災害時に庁舎等が被災し、資源(人、物、情報等)が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の整備を進める。
- 防災担当職員を対象に、各種災害を想定した図上訓練や非常参集訓練、緊急情報伝達訓練、災害対策本部設置訓練等を計画的に実施する。
- 災害によって混乱が生じる初期段階でも迅速かつ的確な対応ができる人づくりを図るため、策定された災害時業務計画、マニュアル等を踏まえた防災研修及び防災訓練を実施するとともに、事後評価による組織体制や計画、マニュアル等の改善を検討する。
- 県による災害対策専門研修を通じて阪神・淡路大震災の経験を具体的に見聞きするとともに、 最新の研究成果を踏まえ、防災に関する実践的知識や技術を体系的・総合的に獲得することに より、災害対応能力の向上を図る。
- 防災インフラ等の適切な保全、大規模災害時の早期復旧のため、県や国が主催する防災インフラ等の保全に関係した技術研修に積極的に参加し、情報収集に努める。また、県が行う大規模災害復旧の実施現場の見学会や、県職員による報告会等を県と調整を行い定期的に実施することにより、県との技術的な結びつきや県が蓄積している豊富な知識・ノウハウ等の吸収を図る。
- 防災情報システムを活用し、情報共有体制の強化を図るとともに、システムの機能強化と操作研修や訓練等を通じたシステムの習熟に努める。
- 海上に重油等が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の保有、管理や消火機材の整備、近隣市町の資機材の保有状況の把握、市町間の応援体制の整備、事故の際の専門的知見の入手先の確認等、体制整備に努める。また、沿岸及び陸岸の環境が汚染された場合に備えて、平時の環境状況の把握や国等の実施する研修等への参加等に努める。
- 海上・臨海部での災害発生に備え、西宮海上保安署、県、警察署、近隣市等の関係機関との情報の収集・連絡体制を整備するとともに、被害状況を把握するため、沿岸陸上部のパトロール体制

の確立と勤務時間外に発生した場合における緊急連絡体制の整備を推進する。

- 海上・臨海部での災害発生に備え、捜索活動を支援するための船舶、ヘリコプター、救急車、照明車、無線通信設備(情報連絡手段)等の整備に努める。また、応急措置の実施に必要な救急・救助用資機材の整備に努めるとともに、災害発生時に迅速な行動がとれるよう、平時から消防緊急情報システムを活用し、医療機関との連携を図る。
- 大規模災害時に円滑に支援を受け入れ、対策の迅速化を図れるよう、受援計画の策定を進め、 応援スキーム、関係機関ごとの調整体制や必要となる人的、物的支援をあらかじめ検討するな ど、受援体制の整備を行う。
- 今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施 に資するため、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士等の育 成を推進する。

9. 避難支援

(避難体制の確保・訓練の実施)

- 「避難行動に移るタイミング(逃げ時)」「避難先」「避難経路」をあらかじめ決めておく「マイ・タイムライン」の作成の普及促進を図る。
- 危険箇所や避難場所等、警戒避難に必要な情報が記載されたハザードマップ等の配布、広報・インターネットによる情報提供や防災講座・イベント等を通じて、日頃から市民等に対して災害の危険性について周知を図るとともに、防災訓練や防災教育を通じて防災に関する知識を普及する。
- 市が実施する防災訓練について、多数の市民等が参加できるよう、実施方法や訓練内容を工夫 する。
- 警戒区域ごとに警戒避難体制(予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助など)を整備する。
- 避難情報が発令された場合における避難場所等、避難すべき区域、避難の判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、これらの情報について市民等への周知を図る。
- おおむね中学校区単位の地区防災ブロックで避難場所等を指定するなど、災害の状況や地域の実情に応じて適正に避難場所等を確保するとともに、地域や事業所ごとに避難誘導体制や避難経路等をあらかじめ定め、整備を進める。
- 避難場所、避難の基準及び方法等に関して周知徹底を図るとともに、要配慮者の支援も含めた 地域の避難体制の整備を推進する。
- 全小学校で児童生徒の引き渡しに関するルールに基づいた実際の引き渡し訓練の実施を進める。
- 地域の災害特性を踏まえ、学校園における避難確保計画の作成及び地域や関係機関等と学校が 連携した実践的な防災訓練等の実施を各学校の実情に応じて進める。
- 私立学校園等についても、平時より周辺地域の地縁団体と円滑な協働関係を構築し、学校園を 含めた周辺地域全体の防災力の向上に努めるよう要請する。
- 津波避難行動指針の作成など、市民が初期にとるべき行動や避難方法をわかりやすく伝えるための効果的な取組を実施するよう努める。
- 津波の被害想定に基づいた避難訓練を推進する。
- 県が実施した津波シミュレーションを基に、避難場所や避難経路等を盛り込んだ独自の津波浸

水ハザードマップを作成し、市民等への周知に努める。

- ため池下流住民の速やかな避難行動につなげるため、決壊すると住宅等に被害を及ぼす防災重点ため池について周知を図るとともに、県作成の浸水想定区域図やハザードマップについて情報提供に努める。
- ハザードマップ、ホームページ、市政ニュース等を通じて、浸水想定区域及び浸水想定水深等 に関する情報について、周辺地域の市民等へその危険性や避難方法等を周知する。
- 地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者、管理者、利用者の避難及び浸水の防止に必要な訓練その他の措置に関する計画(「避難確保計画・浸水防止計画」)を作成するとともに、自衛水防組織を設置することを促進する。
- 浸水想定区域内にある施設の所有者、管理者、自衛水防組織の構成員に対し、施設利用者の円滑かつ迅速な安全確保が図られるよう、避難情報等の伝達体制の強化等に努める。
- 大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の 市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災市民等の運送に関する協定の締結に取 り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含め た手順等を定めるよう努める。

(要配慮者支援対策の充実)

- 自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、居宅介護支援事業所等の地域での避難支援団体 が連携し、災害時の情報提供、安否確認、避難支援等を行う体制の構築を図る。
- 地域防災計画に定められた要配慮者利用施設(社会福祉施設、医療施設等)に対し、避難確保計 画の作成及び避難訓練の実施について支援・指導することにより、防災対策の充実を図る。
- 要配慮者の避難支援指針の策定や地域での避難支援団体の構築を推進し、避難行動要支援者に対し「地域避難支援制度」への登録を勧奨する。
- 関係部局等が把握している要介護者や障害者等の情報を基に避難行動要支援者名簿を作成する など、避難行動要支援者の情報の把握、管理に努める。
- 要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。
- 地域における避難行動要支援者について、災害発生時の情報伝達・提供、安否確認、避難支援・ 誘導等、一連の活動を想定した具体的な個別避難計画を作成し、作成した計画に基づき防災訓 練等に取り組むよう啓発に努める。

(帰宅困難者等対策の推進)

- ターミナル駅周辺等での帰宅困難者等による混乱を防止するため、市施設等を活用して一時滞在施設の確保に取り組む。
- 民間企業との協力関係の構築、代替輸送手段の確保等に係る広域的な支援体制や具体的手順などを内容とする「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき、県、関係機関や協力民間団体との連携・協働により、帰宅困難者等の安全・安心な帰宅を支援する。
- 災害時帰宅支援ステーション事業の普及・啓発を推進するとともに、新たな協力事業者との協定締結を促進し、帰宅困難者等への水道水やトイレ、道路等情報の提供の場を確保する。

(救護拠点や避難所等の耐震化)

● 災害時の災害応急対策の活動拠点や被災者の救護の拠点、避難所等としての重要な機能を担う 市有施設について、耐震改修等の耐震化整備を計画的に推進する。

(避難生活の質の確保)

- 避難所について、冷暖房機器や段ボールベッドの設置、間仕切り用パーティション、福祉スペースの設置等、プライバシーや生活の質を確保する取組を進める。
- 中学校に引き続き、小学校及び高等学校の体育館についてエアコンの設置を進める。
- トイレやごみ処理など避難所における衛生環境の維持へ配慮し、感染症の発生を予防するため、 避難所運営マニュアル等を整備する。
- 県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、 十分な避難スペースの確保や避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留 意した避難所運営を実施するとともに、「マイ・タイムライン」の作成や分散避難の推奨、ホテ ルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難所環境の改善を推進する。

(仮設住宅対策)

- エアコン、調理設備、給湯器等を標準的設備とすることやバリアフリー対応、集会室の整備など、生活の質の確保に配慮した応急仮設住宅の仕様の標準化を図る。
- 事前に把握している建設地への整備や民間賃貸住宅の借り上げ等、応急仮設住宅の速やかな整備・確保が可能となるよう、民間事業者団体との協定締結を推進する。

10. 地域の防災力強化

(自主防災体制の整備)

- 自治会を始めとする地縁団体や市民等に向けて、積極的に設立趣旨の周知や講習会・防災行事等を通じた啓発活動に努め、全市的に地域コミュニティを中心とした自主防災組織の育成を推進する
- 自主防災組織等を中心とした市民等が地区防災計画を作成し、各地区防災計画に基づく防災活動を実施するよう啓発に努める。
- 自主防災組織に対し、組織的活動に必要な資機材の整備支援や出前講座等を通じた防災活動に関する技術的指導・助言等、防災訓練の実施に関する消耗品等の支援、その他組織的活動全般に対する支援を行うよう努める。

(消防団の充実強化)

- 災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその地域防災の中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化を図るとともに、消防団員確保対策を推進するため、消防団員の処遇改善や活動環境整備に取り組む。
- 防災訓練等を通じ、消防団が自主防災組織等と連携して行う実践的な訓練や研修を支援する。
- 消防職・団員OBの活用による機能別消防団員確保対策を推進する。

(企業等の防災力向上)

- 事業所(地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等)における避難確保計画・浸水防止計画の作成を促進する。
- 事業所の防災力向上を図るため、地域の防災組織との連携強化のための橋渡しを図る。
- 事業所が、その事業所内における防災訓練を強化するとともに、防災行事等に積極的に参加し、 従業員の防災意識の高揚を図るよう啓発に努める。
- 事業継続計画や備蓄等の備えに対して意識啓発及び支援を推進する。

(防災教育の推進)

- 阪神・淡路大震災で犠牲となられた方々を追悼し、震災から学んだ教訓を風化させることなく 次世代へ継承するための追悼事業の推進に努める。
- 市民等に対して、日頃から地域の災害リスク情報や災害時における心得等に関する防災知識を習得できるよう、パンフレットやハザードマップ等の配布、広報紙・インターネットによる情報提供を行うとともに、防災に関する様々な講座・イベント等を開催する。特に、阪神・淡路大震災の教訓を風化させることなく、災害に対する意識を持ち続けられるよう、震災時の教訓の伝承に対する啓発や教訓を生かした防災知識や心得の普及に努める。
- 市民や事業所に対する火災未然防止の指導を推進する。

(防犯意識の向上)

● 防犯上効果的な防犯灯の設置及び適切な防犯カメラの運用を行うとともに、地域住民に対し地域の危険な場所の認識を高め、「犯罪の起こりにくいまちづくり」を目指す防犯意識の向上を図る。

(災害ボランティア活動の支援体制の整備)

- ボランティア団体等とのネットワークの構築、災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援、災害ボランティア対応に関する行政側の資質の向上等、災害ボランティアの受入体制の整備に努める。
- ボランティア団体等が参画できる防災訓練(災害ボランティアの受入れ訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等)の実施に努める。
- 災害ボランティアの受入れ訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練などの各種防災訓練等への災害ボランティアの参加を促進し、関係部局やボランティア関係機関がそれぞれ実施している研修・訓練・イベント等においても、お互いが積極的に参画・協働できる環境づくりに努める。
- 災害ボランティアセンターの設置・運営に関わる西宮市社会福祉協議会や地元ボランティア団体等、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めて、日頃から相互関係を構築し、情報共有及び活動体制・内容等を検討する体制を整備する。
- 災害ボランティア支援マニュアル等の整備や関係機関との協定の締結、災害ボランティアコーディネーターの養成を進めるとともに、災害支援に取り組んでいる団体とのネットワークの構築や災害ボランティアセンター設置・運営訓練等の実施など、平時から災害に備えた取組を進める。

- 西宮市地域防災サポーター登録制度により、災害発生時における応急活動等を支援する団体・企業ボランティアの登録を行い、地域団体・企業等が災害時において人的・物的資源を生かし、地域の被害の軽減、被災者の生活支援、社会基盤の早期復旧のためのボランティア活動を行うとともに、平常時における地域の防災活動に協力する体制を整備する。
- 平時から災害関連NPO等と協議及び連携するとともに、協働事業の実施などを通じて、自主 防災組織等との防災ネットワークの形成を図る。

11. 老朽化対策

(社会基盤施設や公共施設等の計画的な維持管理・更新)

- 市が管理する道路、水路、上水道、下水道等の社会基盤施設について、定期点検や適切な維持管理によりその機能を維持するとともに、施設毎に策定した個別計画に基づき計画的・効率的に修繕、改修等を実施し、安全・安心を確保する。
- 限られた財源の中で、今後見込まれる公共施設等の老朽化に対応するため、平成29年に策定した「西宮市公共施設等総合管理計画」等に沿って、計画的に維持管理・更新等を推進する。
- 都市公園の老朽化対策を進め、効果的な整備に取り組む。
- 農業用水の利用・管理の効率化と有効活用を図るため、老朽化が進む農業水利施設の整備や漏水防止等の機能保全対策を推進する。

(職員の知識・技術の向上)

● インフラ・メンテナンスに関して、職場内で研修等を行うとともに、県や国が主催する研修等にも積極的に参加することにより、技術職員の技能向上や技術の継承に努める。また、新技術・新工法の情報収集に努め、本市施設の老朽化対策にて実施可能な工法等があれば、積極的に活用を行う。

12. 広域連携・官民連携

(連携強化に向けた体制の構築)

- 防災関連機関や公益的事業を営む企業等が会する西宮市防災会議を開催し、連携や防災体制の 充実強化を図る。
- 国や県、民間団体の関係機関に対して、専門的知識を有する職員の派遣を要請する手続をあらかじめ定めるなど、連携体制確立に努める。
- 災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、県内市町、阪神広域行政圏の7市1町、中核市を始め、その他地方公共団体との応援協定の締結、各相互応援協定内容の充実等、平時から応援要請及び受入れのための体制確立を図るとともに、県と協議の上、広域的な相互応援体制の整備を推進する。
- より広範囲の市町村との応援協定の締結、民間事業者や専門家など幅広い連携体制の確立を推進する。
- 企業・団体・事業所等に対して、災害時応援協定の締結を推進し、市内の災害時協力体制の充実を図る。

- 応援協定の締結先等と調達計画についてあらかじめ協議し、周辺都市や民間事業所からも食糧・物資を円滑に調達できる体制確立を推進する。
- 地理的な誤認識や消費者の過剰反応等による風評被害を防ぐため、正確な被害情報等を収集し、 状況に応じて、発信すべき情報、情報発信経路を検討し、正しい情報を迅速かつ的確に提供する 体制強化を推進する。また、積極的な風評被害対策を実施できるよう、平時から企業や県を含む 関係機関との連携を強化する。

(合同訓練の実施)

- 平時から、関係機関との連携を密にし、情報の共有化や連携強化を図るとともに、合同防災訓練においては、地域の特性や様々な被害を想定した実践的な訓練の実施に努める。
- 効率的・効果的な部隊運用がなされるよう、自治体及び実動機関の行動要領を相互に確認する 実戦的な合同訓練の実施を図る。
- 相互応援協定等に基づいて、近隣市の水道事業体や民間事業者と各種訓練を実施するなど災害 時の連携強化を図る。

「西宮市国土強靱化地域計画」における SDGs の推進について

平成27年(2015年)の「国連持続可能な開発サミット」において、「持続可能な開発のた めの 2030 アジェンダ」とその 17 の「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択された。SDGs (Sustainable Development Goals) では、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれ た持続可能な開発に際して、複数目標の統合的な解決を図ることが掲げられている。本計画 においては、市民・市民活動団体、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・ 協働しながら取組を進めることにより、特に以下に挙げる SDGs の目標達成に寄与することが 期待される。

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS





【別紙1】リスクシナリオ回避に向けた課題整理

38 設定した「起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)」に対し、各リスクシナリオを回避するための課題整理を以下のとおり行った。

1. 直接死を最大限防ぐ

〈起きてはならない最悪の事態〉

【1-1】住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や大規模集客施設等の倒壊による多数の 死傷者の発生

(都市の防災構造の強化)

● 人口や資産、交通等が集中している市街地では、大災害が発生すると市民生活に対する被害が甚大になり得るため、道路や公園等の都市基盤施設整備を計画的に進め、都市機能の再生や災害に強いまちづくりを進める必要がある。

(建築物の耐震化)

- 今後いつ起きてもおかしくない南海トラフ地震等による死者数及び経済被害の軽減を図るには、建築物の耐震化を推し進める必要がある。
- 住宅・建築物の耐震化について、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済 的負担が大きいことから、意識啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する必要がある。併 せて、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策を推進する必要がある。
- 学校(耐震化率 100%)については、躯体の耐震化に加え、非構造部材の耐震対策を引き続き進めていく必要がある。
- 市営住宅(耐震化率 72.3%(R3.10)→78.5%(R13))の耐震化を進める必要がある。
- 学校、市営住宅等のブロック塀等の安全点検及び安全対策等を進める必要がある。

(交通施設、沿道建築物等の耐震化)

- 緊急輸送道路沿道建築物の倒壊を防ぐため、耐震化を促進する必要がある。
- 鉄道駅の倒壊による人的被害を避けるため、鉄道駅の耐震化を促進する必要がある。

(宅地等の防災対策)

- 盛土等が生じる宅地造成に対して、都市計画法及び宅地造成等規制法の適切な規制により災害防止に努める必要がある。
- 宅地の耐震化については、大規模地震時に被害を受けやすい大規模盛土造成地の防災対策が必要である。
- 地盤災害による被害を防止するため、各整備事業を推進するとともに、災害のおそれのある 宅地等のパトロールや指導を実施する必要がある。

(道路交通機能の強化)

● 災害による道路や橋梁の崩壊を防ぐための予防対策を進める必要がある。

(情報通信の耐災害性強化)

● 災害時は、通信機器の障害や回線の途絶等により、情報伝達が困難になるおそれがある。また、市民や職員が災害時に迅速かつ的確な行動を取るには、観測・収集された災害情報が、正確に伝達されることが必要である。

【1-2】住宅密集地や大規模集客施設等における大規模火災による多数の死傷者の発生

(都市の防災構造の強化)

● 人口や資産、交通等が集中している市街地では、大災害が発生すると市民生活に対する被害が甚大になり得るため、道路や公園等の都市基盤施設整備を計画的に進め、都市機能の再生や災害に強いまちづくりを進める必要がある。

(管理不全空き家の解消につながる対策)

● 管理が不適切な空き家には、倒壊や部材の飛散等により周辺に被害を生じさせたり、避難の妨げとなったりするものがあるため、市民等からの相談で把握した管理が不適切な空き家については、所有者に改善を促す必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【1-3】広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波災害対策)

- 県が実施した津波シミュレーションによる津波水位等の想定や、県が策定した南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムを踏まえ、津波災害対策を進める必要がある。
- 地域特性に応じた避難が円滑に行われるようにする必要がある。

(避難体制の確保)

- 適時適切に避難指示等の避難情報を発令し、津波、風水害などから確実に避難できるようにする必要がある。
- 災害時に迅速かつ安全に避難できるよう避難対策を充実させ、避難情報が伝わらないことや 避難情報を受け取っても避難しないケースを防ぐ必要がある。
- 児童生徒の安全確保のため、災害発生時における児童生徒の引き渡しを確実に実施する体制 が必要である。
- 津波や土砂災害等、地域の災害特性を踏まえ、地域と学校が連携する必要がある。

(要配慮者支援対策)

● 本人の意思、プライバシーの保護、特性及び性差によるニーズの違い等、多様な性の視点に 配慮しつつ、要配慮者(災害発生時に何らかの配慮が必要な者)に対する支援の検討を進め る必要がある。

(地域防災力の強化)

● 災害発生直後の初期消火や人命救助等において大きな役割を果たす自主防災組織の育成・強化を図る必要がある。

(防災教育の推進)

- 避難意識の向上等、市民一人ひとりの自助・共助の意識を高める必要がある。
- 市民一人ひとりの防災意識の向上、自主防災組織の活動強化等のため、避難訓練の実施、防災教育の普及・啓発等、防災に関する学習等を充実させる必要がある。
- 南海トラフ地震や多発する自然災害に備えるため、阪神・淡路大震災の記憶の風化を防ぎつつ、その経験と教訓を生かし、主体的に判断して実践する力、助け合いやボランティア精神等を育成する必要がある。

(情報通信の耐災害性強化)

● 災害時は、通信機器の障害や回線の途絶等により、情報伝達が困難になるおそれがある。また、市民や職員が災害時に迅速かつ的確な行動を取るには、観測・収集された災害情報が、正確に伝達されることが必要である。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【1-4】突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

(津波災害対策)

● 県が実施した津波シミュレーションによる津波水位等の想定や、県が策定した南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムを踏まえ、津波災害対策を進める必要がある。

(治水対策)

- 近年多発する局地的大雨による浸水被害を軽減するため、ため池改修に併せた放流設備等の整備、校庭貯留施設や地下貯留槽などの雨水貯留浸透施設の整備等により河川への雨水流出を抑制する流域対策を推進する必要がある。
- 河川、ため池の被害を防止するため、河川・ため池施設等の整備と、管理点検体制の強化が 必要である。
- 想定最大規模の高潮等による大規模浸水を想定し、広域避難も含めた円滑かつ迅速な避難対策について検討するとともに、浸水防止の措置を講じる必要がある。

(都市の防災構造の強化)

● 人口や資産、交通等が集中している市街地では、大災害が発生すると市民生活に対する被害が甚大になり得るため、道路や公園等の都市基盤施設整備を計画的に進め、都市機能の再生や災害に強いまちづくりを進める必要がある。

(減災のためのソフト対策)

- 地下街や地下駐車場等の閉鎖空間では、集中豪雨などにより浸水が始まれば、施設内水位の 上昇が早いことから、地下空間の管理者等に浸水リスクを周知する必要がある。
- 災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避 難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。

(避難体制の確保)

● 災害時に迅速かつ安全に避難できるよう避難対策を充実させ、避難情報が伝わらないことや 避難情報を受け取っても避難しないケースを防ぐ必要がある。

(要配慮者支援対策)

● 本人の意思、プライバシーの保護、特性及び性差によるニーズの違い等、多様な性の視点に 配慮しつつ、要配慮者(災害発生時に何らかの配慮が必要な者)に対する支援の検討を進め る必要がある。

(地域防災力の強化)

● 災害発生直後の初期消火や人命救助等において大きな役割を果たす自主防災組織の育成・強化を図る必要がある。

(防災教育の推進)

● 市民一人ひとりの防災意識の向上、自主防災組織の活動強化等のため、避難訓練の実施、防災教育の普及・啓発等、防災に関する学習等を充実させる必要がある。

(情報通信の耐災害性強化)

● 災害時は、通信機器の障害や回線の途絶等により、情報伝達が困難になるおそれがある。また、市民や職員が災害時に迅速かつ的確な行動を取るには、観測・収集された災害情報が、正確に伝達されることが必要である。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【1-5】大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

(台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化)

● 想定を超える規模の土砂災害(深層崩壊)には対応が困難なことなどから、市民への危険箇所 周知や自主避難等の判断材料となるリアルタイムの危険度情報を提供する必要がある。

(土砂災害対策)

- 土砂災害の発生が懸念される土砂災害特別警戒区域内での人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の移転や既存住宅・建築物の防護壁の整備等を推進する必要がある。
- 風水害に伴う土砂災害による被害を防止するため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に基づく対策を実施する必要がある。

(ため池及び治山対策)

● 山村の地域活動の停滞、管理不全による森林・農地の国土保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の頻発化など山間部の災害リスクの高まりに対応するため、大規模ため池等重要な農業水利施設や山地災害危険地区等に対する治山施設の整備を進める必要がある。

(宅地等の防災対策)

● 地盤災害による被害を防止するため、各整備事業を推進するとともに、災害のおそれのある 宅地等のパトロールや指導を実施する必要がある。

(避難体制の確保)

● 災害時に迅速かつ安全に避難できるよう避難対策を充実させ、避難情報が伝わらないことや 避難情報を受け取っても避難しないケースを防ぐ必要がある。

(要配慮者支援対策)

● 本人の意思、プライバシーの保護、特性及び性差によるニーズの違い等、多様な性の視点に 配慮しつつ、要配慮者(災害発生時に何らかの配慮が必要な者)に対する支援の検討を進め る必要がある。

(地域防災力の強化)

● 災害発生直後の初期消火や人命救助等において大きな役割を果たす自主防災組織の育成・強化を図る必要がある。

(防災教育の推進)

● 市民一人ひとりの防災意識の向上、自主防災組織の活動強化等のため、避難訓練の実施、防災教育の普及・啓発等、防災に関する学習等を充実させる必要がある。

(情報通信の耐災害性強化)

● 災害時は、通信機器の障害や回線の途絶等により、情報伝達が困難になるおそれがある。また、市民や職員が災害時に迅速かつ的確な行動を取るには、観測・収集された災害情報が、正確に伝達されることが必要である。

2. 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

〈起きてはならない最悪の事態〉

【2-1】被災時における食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

(食料、飲料水等の供給体制の確保)

- 災害時に、被災者や防災作業従事者が必要とする食糧や飲料水及び生活必需品を確保する必要がある。
- 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる必要がある。
- 避難所等における飲料水を確保するため、応急給水体制を整備する必要がある。

(水道施設の耐災害性強化)

- 災害や事故時においても安定した水供給を継続するため、バックアップ機能を強化する必要がある。
- 水道管の約7割、配水池等の約5割について耐震性が不足しており、地震による破損・漏水のおそれがある。また、近い将来に発生が予測されている南海トラフ地震等に備えるため、 老朽化が進む水道施設の更新や耐震化を着実に進めていく必要がある。

(道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。
- 緊急輸送道路や被災した場合に社会的影響が大きい箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊のおそれがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるおそれがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化 や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。

(緊急輸送体制の整備)

● 災害時には、交通の混乱を防止し、食糧、生活必需品、医薬品、各種資機材等の緊急輸送を 円滑に行う必要がある。

(避難所等におけるエネルギーの確保)

- 電源、ガスの確保等、ライフライン途絶時等に避難者が安心して避難生活を送れるよう対策 を講じる必要がある。
- 要配慮者利用施設では、災害時にも通常の介護業務が継続できるようライフラインの機能を 維持する必要がある。

(防災拠点の整備)

● 今後予想される南海トラフ地震等の大規模な災害発生時において円滑な初動及び応急対策を 行うには、防災中枢機能を備えた施設や各種設備等を備えた防災拠点を整備する必要がある。

(広域防災体制の確立)

● 大規模な災害が発生した場合、被害の大きさによっては本市だけでの対応が困難となるため、県、他市町及び防災関係機関に対して速やかに応援を要請する必要がある。

(企業等の防災力向上)

事業所において従業員や顧客の安全を確保するため、事業所内の予防対策を講じるとともに、災害等によって被災しても事業を継続、又は早期に復旧させる必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【2-2】長期にわたる孤立地域等の発生

(情報収集・伝達体制の強化)

● 災害時に道路交通による外部からのアクセスが困難となるおそれがある地区については、被害状況等を確認できる体制を構築する必要がある。

(地域防災力の強化)

● 災害発生直後の初期消火や人命救助等において大きな役割を果たす自主防災組織の育成・強化を図る必要がある。

(避難所等におけるエネルギーの確保)

● 孤立地域での電力供給遮断等の非常時に、住民が避難する避難場所等において電力の確保ができるようにする必要がある。

(道路交通機能の強化)

● 災害による道路や橋梁の崩壊を防ぐための予防対策を進める必要がある。

(緊急輸送体制の整備)

● 災害時には、食糧、生活必需品、医薬品、各種資機材等を緊急に輸送する必要がある。

(ライフライン関係施設の整備)

● 関係機関と連携を図りながら、上下水道施設の耐震化を進める必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【2−3】自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(災害時の即時対応体制の強化)

● 災害が発生した際に迅速かつ適切な対策を実施するためには、初動体制を確立し、必要に応じて市及び関係機関の防災組織及び体制を見直し、再整備する必要がある。

(消防の災害対応力強化)

● 県と連携し、消防力を強化する必要がある。

(地域防災力の強化)

- 大規模災害では、自衛隊、警察、消防等の防災関係機関が即座に現場に駆け付けることが困難な場合があるため、その対策を講じる必要がある。
- 地域防災力の充実強化を図るため、市民、自主防災組織、消防団、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組む必要がある。
- 災害発生直後の初期消火や人命救助等において大きな役割を果たす自主防災組織の育成・強化を図る必要がある。

(防災教育の推進)

● 避難意識の向上等、市民一人ひとりの自助・共助の意識を高める必要がある。

● 市民一人ひとりの防災意識の向上、自主防災組織の活動強化等のため、避難訓練の実施、防災教育の普及・啓発等、防災に関する学習等を充実させる必要がある。

(企業等の防災力向上)

● 事業所において従業員や顧客の安全を確保するため、事業所内の予防対策を講じるとともに、災害等によって被災しても事業を継続、又は早期に復旧させる必要がある。

(広域防災体制の確立)

● 大規模な災害が発生した場合、被害の大きさによっては本市だけでの対応が困難となるため、県、他市町及び防災関係機関に対して速やかに応援を要請する必要がある。

(防災関係機関との連携強化)

- 救出、救助や応急医療等に従事する実動部隊が、相互に連携し、迅速かつ的確な応急対応を 実施する必要がある。
- 大規模災害発生時に複数の自治体が被災し、自衛隊、警察、消防、海保等の実動機関において、担当区域外からの部隊増員が必要となる場合に備えた体制を整備する必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【2-4】想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

(帰宅困難者等対策)

- 県の南海トラフ巨大地震津波被害想定では、最大約59万人の帰宅困難者(通勤・通学者等を含む)が発生するとされており、多数の帰宅困難者の安全対策を講じる必要がある。
- 帰宅困難者に対しては、一斉帰宅の抑制やターミナル駅に集中する人々の誘導、帰宅支援など様々な対策が必要である。特に、帰宅支援については、府県や市町の区域を越えて移動する通勤通学、観光(外国人を含む)等広域的に調整する必要がある。
- ターミナル駅周辺等での帰宅困難者等による混乱を防止するため、一時滞在施設の確保に取り組む必要がある。

(広域防災体制の確立)

● 大規模な災害が発生した場合、被害の大きさによっては本市だけでの対応が困難となるため、県、他市町及び防災関係機関に対して速やかに応援を要請する必要がある。

(企業等の防災力向上)

事業所において従業員や顧客の安全を確保するため、事業所内の予防対策を講じるとともに、災害等によって被災しても事業を継続、又は早期に復旧させる必要がある。

(防災拠点の整備)

● 今後予想される南海トラフ地震等の大規模な災害発生時において円滑な初動及び応急対策を 行うには、防災中枢機能を備えた施設や各種設備等を備えた防災拠点を整備する必要がある。

(情報通信の耐災害性強化)

● 災害時は、通信機器の障害や回線の途絶等により、情報伝達が困難になるおそれがある。また、市民や職員が災害時に迅速かつ的確な行動を取るには、観測・収集された災害情報が、正確に伝達されることが必要である。

【2-5】医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

(保健・医療施設の強化)

- 保健所施設については、災害時の重要な拠点の一つに位置付けられることから、老朽化対策 及び耐震化を進める必要がある。
- 市立病院については、大規模災害発生時にも安定して医療を提供する必要があることから、 県立西宮病院との統合再編により耐震化を推進する必要がある。

(救急・医療体制の充実)

- 広域的かつ大規模な災害の場合、負傷者が大量に発生し応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、救急搬送体制や、災害時協定の締結等による医師会との連携強化を含めた保健医療体制の強化を図る必要がある。
- 災害時には、同時に多数の負傷者が発生することにより、医療要員の不足及び医薬品や医療材料の不足等、通常の医療体制では対応が困難となることが予想されるため、その対策を講じる必要がある。

(衛生環境の確保)

● 避難所となる小学校等に整備した井戸等を活用し、トイレや清掃等に必要な生活用水を確保 し、避難所の衛生環境の維持を図る必要がある。

(重要給水施設への管路の耐震化)

● 災害時の緊急医療体制を確保するため、災害拠点病院等の重要給水施設への管路を耐震化する必要がある。

(道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。
- 災害による道路や橋梁の崩壊を防ぐための予防対策を進める必要がある。
- 第三者被害や事故につながるおそれがあると判断される箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊のおそれがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるおそれがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化 や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。

(緊急輸送体制の整備)

● 災害時には、食糧、生活必需品、医薬品、各種資機材等を緊急に輸送する必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【2-6】被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(被災地における感染症対策)

● 避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐ必要がある。

(救急・医療体制の充実)

● 災害時には、同時に多数の負傷者が発生することにより、医療要員の不足及び医薬品や医療材料の不足等、通常の医療体制では対応が困難となることが予想されるため、その対策を講じる必要がある。

(防災拠点の整備)

● 今後予想される南海トラフ地震等の大規模な災害発生時において円滑な初動及び応急対策を 行うには、防災中枢機能を備えた施設や各種設備等を備えた防災拠点を整備する必要がある。

(下水道施設の耐災害性強化)

● 生活空間に汚水が滞留することによる疫病・感染症等の発生を防止するため、下水道施設の耐震化、耐水化を実施する必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【2-7】劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の 発生

(避難生活の質の確保)

● プライバシーの確保など、避難所における生活の質の確保を図る必要がある。

(救急・医療体制の充実)

● 災害時には、同時に多数の負傷者が発生することにより、医療要員の不足及び医薬品や医療材料の不足等、通常の医療体制では対応が困難となることが予想されるため、その対策を講じる必要がある。

(食料、飲料水等の供給体制の確保)

● 災害時に、被災者や防災作業従事者が必要とする食糧や飲料水及び生活必需品を確保する必要がある。

(防災拠点の整備)

● 今後予想される南海トラフ地震等の大規模な災害発生時において円滑な初動及び応急対策を 行うには、防災中枢機能を備えた施設や各種設備等を備えた防災拠点を整備する必要があ る。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

〈起きてはならない最悪の事態〉

【3−1】被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

(地域の防犯意識の向上)

● 被災により警察機能が低下した場合であっても、地域の治安悪化を防止できるよう、自主的な防犯活動の促進及びハード面での防犯環境づくりにより、地域の防犯力向上を図る必要がある。

(地域防災力の強化)

- 地域防災力の充実強化を図るため、市民、自主防災組織、消防団、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組む必要がある。
- 災害発生直後の初期消火や人命救助等において大きな役割を果たす自主防災組織の育成・強化を図る必要がある。

(広域防災体制の確立)

● 大規模な災害が発生した場合、被害の大きさによっては本市だけでの対応が困難となるため、県、他市町及び防災関係機関に対して速やかに応援を要請する必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【3-2】行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(市有公共建築物の耐震化)

● 市有公共建築物(耐震化率 88.7%(R2))について、災害時の応急対策の活動拠点や被災者 の救護拠点、避難所等として重要な機能を担うことから、耐震化を推進する必要がある。

(災害時の即時対応体制の強化)

- 突発的で広域的な被害が想定される地震等の災害が発生した際に迅速かつ適切な対策を実施し、被害の発生拡大を防止するためには、初動体制を確立し、必要に応じて市及び関係機関の防災組織及び体制を見直し、再整備する必要がある。
- あらかじめ計画された防災体制を、災害時に機能させるため、職員の危機管理意識及び災害対応能力を向上させる必要がある。

(広域防災体制の確立)

● 大規模な災害が発生した場合、被害の大きさによっては本市だけでの対応が困難となるため、県、他市町及び防災関係機関に対して速やかに応援を要請する必要がある。

(防災関係機関との連携強化)

- 他の自治体や関係機関から支援を円滑に受けるための受援体制の整備が必要である。
- 発災時には市だけで対応できることに限りがあり、防災関連機関や公益的事業を営む企業等との間の連携や防災体制の充実強化を図る必要がある。

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

〈起きてはならない最悪の事態〉

【4-1】防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(情報通信の耐災害性強化)

- 災害時は、通信機器の障害や回線の途絶等により、情報伝達が困難になるおそれがある。また、市民や職員が災害時に迅速かつ的確な行動を取るには、観測・収集された災害情報が、正確に伝達されることが必要である。
- 民間通信事業者の回線停止により、災害応急対策が困難になるおそれがあるため、その対策 を講じる必要がある。
- 電力等の長期供給停止による情報通信の麻痺・長期停止を防止する必要がある。
- 長期電源途絶等に対する行政情報システム(非常時に優先される重要業務等に限る)の機能 確保に向けて、必要に応じた対策を講じる必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【4-2】テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(情報通信の耐災害性強化)

● 災害時は、通信機器の障害や回線の途絶等により、情報伝達が困難になるおそれがある。また、市民や職員が災害時に迅速かつ的確な行動を取るには、観測・収集された災害情報が、正確に伝達されることが必要である。

● テレビ・ラジオ放送が中断した際にも情報提供ができるよう、代替手段を確保し防災情報を 発信する必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【4-3】災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や 救助・支援が遅れる事態

(情報通信の耐災害性強化)

● 県、市、消防本部、県警、自衛隊、海上保安本部等の防災関係機関を結ぶ防災専用ネットワーク網について、停電やケーブル切断による情報サービスの機能停止に備える必要がある。

(防災情報の安定活用)

- 市民向けにインターネット等で提供している雨量情報データ等の確実な収集・処理・提供を 行う必要がある。
- 防災情報システムにより得られた災害情報を効率的に利活用し、被害の軽減に努める必要がある。

(避難体制の確保)

● 災害時に迅速かつ安全に避難できるよう避難対策を充実させ、避難情報が伝わらないことや 避難情報を受け取っても避難しないケースを防ぐ必要がある。

(地域防災力の強化)

● 災害発生直後の初期消火や人命救助等において大きな役割を果たす自主防災組織の育成・強化を図る必要がある。

(要配慮者支援対策)

- 災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者に対し、円滑かつ迅速な避難の確保を 図るために、地域における避難支援体制の整備、社会福祉施設や医療施設等の防災対策の充 実を図る必要がある。
- 地域防災計画に定められた要配慮者利用施設における避難体制の強化を図る必要がある。
- 一時滞在者を含め、日本語が分からない外国人への情報提供等の支援が必要である。

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

〈起きてはならない最悪の事態〉

【5-1】社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響(エネルギー供給の停止、金融サービス機能の停止等)

(市内事業所の事業継続力強化)

● 大規模災害発生により、市内事業所が被災し、事業の継続、又は早期の復旧が困難になるお それがあるため、その対策を講じる必要がある。

(道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。
- 災害による道路や橋梁の崩壊を防ぐための予防対策を進める必要がある。
- 第三者被害や事故につながるおそれがあると判断される箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。

- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊のおそれがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるおそれがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化 や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。

(緊急輸送体制の整備)

● 災害時には、食糧、生活必需品、医薬品、各種資機材等を緊急に輸送する必要がある。

(ライフライン関係施設の整備)

● 関係機関と連携を図りながら、上下水道施設の耐震化を進める必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【5-2】幹線が分断するなど、基幹的な交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

(道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。
- 災害による道路や橋梁の崩壊を防ぐための予防対策を進める必要がある。
- 第三者被害や事故につながるおそれがあると判断される箇所の道路法面の落石・崩壊対策等を推進する必要がある。
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊のおそれがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるおそれがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化 や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。

(緊急輸送体制の整備)

- 災害時には、交通の混乱を防止し、食糧、生活必需品、医薬品、各種資機材等の緊急輸送を 円滑に行う必要がある。
- 陸上輸送の寸断に備えて海上・航空輸送ネットワークを確保する必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【5-3】食料等の安定供給の停滞

(農林水産業に係る生産基盤等の耐災害性強化)

- 大規模災害時においても円滑な食料供給を維持するため、農畜産物の生産・流通に関連する施設の耐災害性の強化を図る必要がある。
- 農林水産業の生産基盤等について、農業水利施設の耐震化や保全対策など、総合的な防災・ 減災対策を推進する必要がある。
- 農林水産業を支えるインフラの老朽化が進行し、突発的な事故の増加や施設機能の低下が懸念される。これらは、食料生産・供給等を支えるだけでなく、農山漁村における生活基盤を支える役割も果たしていることから、効率的な補修・更新に取り組む必要がある。

(道路交通機能の強化)

■ 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。

● 災害による道路や橋梁の崩壊を防ぐための予防対策を進める必要がある。

(緊急輸送体制の整備)

● 災害時には、食糧、生活必需品、医薬品、各種資機材等を緊急に輸送する必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【5-4】異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

(水資源の有効利用等の推進)

- 広域送水管の整備など、渇水時を想定して、予備水源の適正な維持や水を融通しあえる仕組みづくりを推進する必要がある。
- 異常渇水に備えるため、農業用水の有効利用等管理の効率化と有効利用の取組を進める必要がある。

(治水対策)

- 河川、ため池の被害を防止するため、河川・ため池施設等の整備と、管理点検体制の強化が 必要である。
- 6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

〈起きてはならない最悪の事態〉

【6-1】電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

(ライフライン関係事業者の防災対策)

- 電力事業者における平時からの災害予防、災害時の応急対策に向けた体制整備等を推進する 必要がある。
- ガス事業者における防災システムの強化等、災害時の応急対策に向けた体制整備等を推進する必要がある。
- 民間事業者による災害時の通信サービスを確保する必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【6-2】上水・工業用水の長期間にわたる供給停止

(水道施設の耐災害性強化)

- 水道管の約7割、配水池等の約5割について耐震性が不足しており、地震による破損・漏水のおそれがある。また、近い将来に発生が予測されている南海トラフ地震等に備えるため、 老朽化が進む水道施設の更新や耐震化を着実に進めていく必要がある。
- 水道施設、工業用水道施設の老朽化対策については、将来の健全な事業経営に配慮して計画 的な施設更新を進めるとともに、施設点検・診断結果に基づく適切な維持補修の実施により、ライフサイクルコストの最小化を図る必要がある。
- 災害や事故時においても安定した水供給を継続するため、バックアップ機能を強化する必要がある。

(広域的な応援体制の整備)

● 大規模災害時に被災した水道施設を速やかに復旧するために、県内及び近畿圏の水道事業体による相互応援体制の構築及び運用に対する協力を強化する必要がある。

【6-3】下水道施設やごみ処理施設の長期間にわたる機能停止

(下水道施設の耐災害性強化)

● 日常生活に欠くことのできない下水道施設の長期間にわたる機能停止を防止するため、適切 に維持管理を行うとともに、改築更新と併せ耐震化や耐水化等を実施する必要がある。

(災害廃棄物対策)

● 災害時に発生する災害廃棄物はガレキや水分が多く含まれるなど、平時に発生する一般廃棄物と比較して、質・量の面で大きく異なるものと想定される。さらに、阪神・淡路大震災の時のように、交通の途絶や一般廃棄物処理施設が被災することなどにより、災害廃棄物だけではなく、被災地区以外から発生する平時の一般廃棄物を含めて、その収集運搬や処理を行なうことが困難となる事態も想定されるため、それらの対策を講じる必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【6-4】交通インフラの長期間にわたる機能停止

(道路交通機能の強化)

- 緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備・強化を図る必要がある。
- 災害による道路や橋梁の崩壊を防ぐための予防対策を進める必要がある。
- 第三者被害や事故につながるおそれがあると判断される箇所の道路法面の落石・崩壊対策等 を推進する必要がある。
- 被災した場合に社会的影響が大きい橋梁のうち落橋・倒壊のおそれがある橋梁、及び緊急輸送道路の橋梁のうち路面に段差ができるおそれがある橋梁等について、致命的な損傷を避けるため、橋梁の耐震化を推進する必要がある。
- 橋梁の耐震化や法面防災対策等と併せ、災害時にも道路交通機能を確保するため、無電柱化 や洪水・津波・高潮・土砂災害対策を着実に進める必要がある。

(交通の安全のための情報の充実)

● 交通安全のための情報の収集及び提供の充実が必要である。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【6-5】防災インフラの長期間にわたる機能不全

(インフラ・メンテナンスの着実な実施)

● 市管理の社会基盤施設の多くは高度経済成長期以降に建設されており、今後、老朽化の割合が増加することが課題となっているため、人命を守り、必要な行政・経済社会システムが機能不全に陥らないようにする観点から、社会基盤施設の維持管理・更新を確実に実施し、計画的・効率的に老朽化対策を推進する必要がある。

(広域防災体制の確立)

● 防災インフラの速やかな復旧のため、各種関係機関と連携し、必要な人員・資機材の確保を 図る必要がある。

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

〈起きてはならない最悪の事態〉

【7-1】地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

(消防の災害対応力強化)

- 県と連携し、消防力を強化する必要がある。
- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や、訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、通信基盤・施設の堅牢化・高度化等を推進する必要がある。
- 二次災害発生防止のため、市民等を迅速的確に避難誘導する必要がある。

(情報通信の耐災害性強化)

● 災害時は、通信機器の障害や回線の途絶等により、情報伝達が困難になるおそれがある。また、市民や職員が災害時に迅速かつ的確な行動を取るには、観測・収集された災害情報が、正確に伝達されることが必要である。

(広域防災体制の確立)

● 大規模な災害が発生した場合、被害の大きさによっては本市だけでの対応が困難となるため、県、他市町及び防災関係機関に対して速やかに応援を要請する必要がある。

(避難体制の確保)

● 災害時に迅速かつ安全に避難できるよう避難対策を充実させ、避難情報が伝わらないことや 避難情報を受け取っても避難しないケースを防ぐ必要がある。

(地域防災力の強化)

- 地域防災力の充実強化を図るため、市民、自主防災組織、消防団、市、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組む必要がある。
- 災害発生直後の初期消火や人命救助等において大きな役割を果たす自主防災組織の育成・強化を図る必要がある。
- 地域防災力の中核を担う消防団の充実強化を図るため、消防職・団員OBの活用などの消防 団員確保対策を推進する必要がある。
- 地域防災力の充実強化を図るため消防団が自主防災組織等と連携して行う実践的な訓練や研修を支援する必要がある。
- 阪神・淡路大震災のような大規模地震発生時には、同時多発する被災地で救助・消火活動が必要となるため、消防隊、消防団の活動だけに頼るのではなく、地域や事業所が適切な初期消火活動を行うことが必要となる。また、同震災では通電再開に伴う電気火災が多発したことからも、災害発生後に電気ブレーカーを切るなど、市民一人ひとりが正しい防災知識を持って行動できるようになる必要がある。

(要配慮者支援対策)

● 本人の意思、プライバシーの保護、特性及び性差によるニーズの違い等、多様な性の視点に 配慮しつつ、要配慮者(災害発生時に何らかの配慮が必要な者)に対する支援の検討を進め る必要がある。

(防災教育の推進)

● 市民一人ひとりの防災意識の向上、自主防災組織の活動強化等のため、避難訓練の実施、防災教育の普及・啓発等、防災に関する学習等を充実させる必要がある。

(都市の防災構造の強化)

● 人口や資産、交通等が集中している市街地では、大災害が発生すると市民生活に対する被害が甚大になり得るため、道路や公園等の都市基盤施設整備を計画的に進め、都市機能の再生や災害に強いまちづくりを進める必要がある。

(建築物の耐震化)

● 今後いつ起きてもおかしくない南海トラフ地震等による死者数及び経済被害の軽減を図るには、建築物の耐震化を推し進める必要がある。

(道路交通機能の強化)

- 災害による道路や橋梁の崩壊を防ぐための予防対策を進める必要がある。
- 都市の防災機能の強化等を目的に、市街地の幹線道路等の無電柱化を着実に推進する必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【7-2】海上・臨海部の広域複合災害の発生

(危険な物質を扱う施設の耐震化)

- 特定事業所の屋外タンク耐震改修状況や津波対策実施状況を毎年定期的に調査確認し、県と 連携して指導強化に努める必要がある。
- 地震・津波により、特定事業所の屋外タンクが被災し、火災や有害物質の流出するおそれがあるため、その対策を講じる必要がある。
- 地震によるリスクが特に高いと考えられる既存の高圧ガス設備について、最新の耐震設計基準に基づく耐震性能を有するものとなるよう、改修等を進める必要がある。

(重油等の流出物の防除)

● 重油等の流出に対し対策を講じる必要がある。

(防災関係機関との連携強化)

- 関係機関との情報の収集・連絡体制の整備と、被害状況を把握する必要がある。
- 市民等の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限に抑えるため、防災関係機関が行う捜索、救助・救急、医療及び消火活動に関する備えを充実させる必要がある。

(緊急輸送体制の整備)

● 災害発生時における災害応急活動に必要な物資等のための緊急輸送活動を実施する体制を整備する必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【7-3】沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺

(建築物の耐震化)

- 今後いつ起きてもおかしくない南海トラフ地震等による死者数及び経済被害の軽減を図るには、建築物の耐震化を推し進める必要がある。
- 住宅・建築物の耐震化について、必要性に対する認識が不足していること、耐震改修の経済 的負担が大きいことから、意識啓発や耐震診断・改修等への助成を推進する必要がある。併 せて、エレベーターなどの非構造部材についても耐震対策を推進する必要がある。

(交通施設、沿道建築物等の耐震化)

■ 緊急輸送道路沿道建築物の倒壊を防ぐため、耐震化を促進する必要がある。

【7-4】ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数 の死傷者の発生

(治水対策)

- 河川、ため池の被害を防止するため、河川・ため池施設等の整備と、管理点検体制の強化が 必要である。
- 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池の豪雨に対する詳細調査の定期的な実施や耐震調査の実施を通じて、改修が必要なため池を把握し、調査結果に基づく計画的な改修を進める必要がある。

(土砂災害対策)

● 土砂災害の発生が懸念される土砂災害特別警戒区域内での人的被害を防ぐため、土砂災害特別警戒区域内の既存住宅の移転や既存住宅・建築物の防護壁の整備等を推進する必要がある。

(インフラ・メンテナンスの着実な実施)

● 防災インフラの計画的な定期点検と適切な日常管理を行い、機能不全による二次災害の発生 を防止する必要がある。

(台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化)

- 災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携して警戒避 難体制整備等のソフト対策を進める必要がある。
- 想定を超える規模の土砂災害(深層崩壊)には対応が困難なことなどから、市民への危険箇所 周知や自主避難等の判断材料となるリアルタイムの危険度情報を提供する必要がある。
- 決壊すると下流へ大きな被害を及ぼすおそれのある防災重点ため池について、浸水想定区域 やハザードマップを公表し、災害時に円滑な避難ができるよう対策を講じる必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【7-5】有害物質の大規模拡散・流出による被害の拡大

(危険物流出対策)

● 危険物の流出事故等を未然に防ぐためには、事前の予防対策や施設保全対策を万全にする必要がある。

(重油等の流出物の防除)

● 重油等の流出に対し対策を講じる必要がある。

(危険な物質を扱う事業者の災害対応力強化)

- 有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境等への影響を防止するための体制を整備する 必要がある。
- 高圧ガス関係事業所は可燃性・毒性ガスの漏えい被害想定を実施の上、施設が危険な状態となった際の措置及び訓練方法を危害予防規程に定めるとともに、それが円滑に実施できるよう、教育訓練を実施する必要がある。

【7-6】農地・森林等の被害による土地の荒廃

(農地・農業水利施設等の保全管理)

● 地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動による農地・農業水利施設等の保全管理が困難になってきていることから、地域コミュニティによる農地・農業水利施設等の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動を可能にする体制整備を推進する必要がある。

(森林の保全管理)

- 森林の有する国土保全や水源涵養機能など多面的機能を高度に発揮させるため、間伐等の適正な森林整備を推進する必要がある。
- 里山等の優れた景観の劣化を引き起こし、森林の防災機能を低下させるナラ枯れ被害の拡大 防止への取組が必要である。
- 公有林の林縁部が大木林となり、倒木を抑える減災対策が必要である。

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

〈起きてはならない最悪の事態〉

【8-1】大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物対策)

- 災害時に発生する災害廃棄物はガレキや水分が多く含まれるなど、平時に発生する一般廃棄物と比較して、質・量の面で大きく異なることが想定される。さらに、阪神・淡路大震災の時のように、交通の途絶や一般廃棄物処理施設が被災することなどにより、災害廃棄物だけではなく、被災地区以外から発生する平時の一般廃棄物を含めて、その収集運搬や処理を行なうことが困難となる事態も想定されるため、それらの対策を講じる必要がある。
- 災害廃棄物を仮置きするストックヤードの候補地が十分確保されていないため、災害廃棄物 の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの確保を促進する必要がある。
- 災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けて、教育訓練により人材育成を図る必要がある。

(堆積土砂・廃棄物の撤去)

● 災害等により宅地などの民有地に土砂・廃棄物などが堆積した場合、土砂等の一括撤去ができる機能を整備する必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【8-2】復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等) の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

(家屋被害認定士制度等の整備)

● 今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度を円滑に実施できるようにする必要がある。

(災害ボランティア活動の支援体制の整備)

● 災害ボランティアと市民等との間の信頼関係や、災害ボランティアによる活動範囲について、日頃から活動環境や活動体制を整備する必要がある。

【8-3】長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

(下水道施設の耐災害性強化)

● 大規模自然災害により浸水被害の発生が懸念される下水道施設は、浸水対策・耐水化を推進する必要がある。

(企業等の防災力向上)

● 事業所において従業員や顧客の安全を確保するため、事業所内の予防対策を講じるととも に、災害等によって被災しても事業を継続、又は早期に復旧させる必要がある。

(災害ボランティア活動の支援体制の整備)

● 災害ボランティアと市民等との間の信頼関係や、災害ボランティアによる活動範囲について、日頃から活動環境や活動体制を整備する必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【8-4】貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化 の衰退・損失

(文化財の耐災害性強化)

- 博物館における展示方法・収蔵方法等を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめる 取組を実施する必要がある。
- 文化財の耐震化、防火対策、防災設備の整備等を推進する必要がある。
- 関係機関や研究者グループ等による応援協力体制をいち早く組織し、指定文化財の修理、被災した家屋からの古文書・民俗資料等の救出、埋蔵文化財の発掘調査など、被災した文化財の復旧復興を着実に進める必要がある。

(災害ボランティア活動の支援体制の整備)

● 災害時に災害ボランティアセンターを速やかに立ち上げ、円滑な運営ができるよう備えると ともに、災害ボランティアの裾野の拡大を推進する必要がある。

(災害時の即時対応体制の強化)

● 災害が起きたときの対応力を向上するために、防災・危機管理担当部局の職員などが災害対策に必要な事項を体系的に習得する必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【8-5】事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事 能

(地籍調査の実施)

● 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、予算や人員の制約等から、地籍調査の進捗率は 5.8% (R2) にとどまり、十分に進捗していないため、調査等の更なる推進を図る必要がある。

(仮設住宅対策)

● 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成を図るための取組が必要である。

(都市の防災構造の強化)

● 人口や資産、交通等が集中している市街地では、大災害が発生すると市民生活に対する被害が甚大になり得るため、道路や公園等の都市基盤施設整備を計画的に進め、都市機能の再生や災害に強いまちづくりを進める必要がある。

(広域防災体制の確立)

● 大規模な災害が発生した場合、被害の大きさによっては本市だけでの対応が困難となるため、県、他市町及び防災関係機関に対して速やかに応援を要請する必要がある。

〈起きてはならない最悪の事態〉

【8-6】風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市内経済等への甚 大な影響

(災害発生時における国内外への情報発信)

● 災害発生時において、国内外に正しい情報を発信するため、状況に応じて発信すべき情報、 情報発信経路をシミュレーションしておく必要がある。

(企業等の防災力向上)

● 事業所において従業員や顧客の安全を確保するため、事業所内の予防対策を講じるととも に、災害等によって被災しても事業を継続、又は早期に復旧させる必要がある。

【別紙2】各施策分野において実施する主な事業・計画

(1)事業

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		る市	住	ンラ	保	情	産	交	行	避	力地	老	官広
		国 域	宅	・ イ	健	報	業	通	政	難	強 域	朽	民 域
	名称	土に	•	廃フ	•	•		•	機	支	化の	化	連連
		保お	都	棄ラ	医	通		物	能	援	防	対	携携
		全け	市	物 イ	療	信		流			災	策	•
1	震災犠牲者追悼関係事業										•		
2	防災啓発事業			•							•		
3	地域防災計画等関係事業								•				
4	災害対策事業			•					•	•	•		•
5	水防対策事業					•				•			
6	防災情報システム整備事業					•			•				
7	防災情報通信管理事業					•			•				
8	防災施設改修事業					•							
9	市民館建替事業									•		•	
10	市民集会施設等大規模補修事業									•		•	
11	公民館計画整備事業									•		•	
12	市民ホール等改修事業		•									•	
13	図書館施設整備事業		•									•	
14	農業用施設等災害復旧事業						•						
15	農業用水利施設改修事業						•						
1.0	森林・山村多面的機能発揮対策												
16	交付金事業	•											
17	民間老人福祉施設整備補助事業			•									
18	民間障害福祉施設整備補助事業			•									
19	保健所施設整備事業				•				•			•	
20	総合福祉センター改修事業				•							•	
21	救急医療対策事業				•								
22	予防接種事業				•								
23	結核感染症予防対策事業				•								
24	公立保育所改築等整備事業		•									•	
25	民間保育所等整備事業		•										
26	空き地・空き家対策事業		•										
27	ねずみ族昆虫等駆除事業				•								
20	東部総合処理センター破砕選別												
28	施設整備事業			•									
30	西部総合処理センター焼却施設												
29	整備事業			•									
30	丸山線整備事業		•					•					
31	樋ノ口土地区画整理事業		•					•					
22	甲東瓦木地区及び武庫川新駅周												
32	辺都市基盤整備事業		•					•					
22	武庫川広田線整備事業(中津浜												
33	線以東~瓦木なかの道)		•					•					
34	市営住宅等改修事業		•									•	
25	住宅・建築物安全ストック形成		,										
35	事業		•										
36	地域防災拠点建築物整備緊急促												
36	進事業		•										
37	街路事業		•					•					
-				•				•					

		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
		る市	住	ンラ	保	情	産	交	行	避	力地	老	官広
		国 域	宅	・ イ	健	報	業	通	政	難	強 域	朽	民 域
	名称	土に	•	廃フ		•		•	機	支	化の	化	連 連
		保お	都	棄ラ	医	通		物	能	援	防	対	携携
		全け	市	物イ	療	信		流			災	策	•
38	道路改良事業							•					
39	市道西第 178・180 号線等整												
	備事業												
	歩道新設事業							•					
41	歩道改良事業							•					
42	道路維持修繕事業(舗装補修事 業)							•				•	
43	道路附属施設更新事業							•				•	
44	道路防災事業							•				•	
45	橋梁改良事業							•				•	
	橋梁長寿命化修繕事業							•				•	
47	水路改築更新事業	•										•	
48	急傾斜地等崩壊対策事業	•						•					
49	道路台帳整備及び官民境界先行												
	型地籍調査		•										
50	公共施設耐震診断・耐震改修事 業		•						•				
51	公園新設整備事業		•										
52	公園リニューアル事業		•									•	
53	西宮浜総合公園整備事業		•										
54	公園施設更新事業		•									•	
	消防職員研修事務								•				
	新消防署整備事業								•				
57	西宮消防署建替事業								•			•	
58	消防署改修事業								•				
59	救急ワークステーション整備事				•								
	業												
	消防局車両整備事業								•				
	消防水利等整備事業								•			•	
	救助用資機材更新事業								•				
63	通信指令業務		_						•				
64	消防緊急情報システム更新整備 事業					•			•				
65	通信施設更新整備事業					•			•				
66	有線通信設備更新事業					•			•				
67	消防団運営事業								•		•		
68	消防団車両等整備事業								•		•		
69	消防団車庫整備事業								•		•	•	
	予防活動推進事業						•				•		
	浄水施設等整備事業			•								•	
	送配水管整備事業			•								•	
73	公共下水道建設事業	•		•								•	•
	学校施設の長寿命化改修事業		•							•		•	
75	学校施設の増改築事業		•							•		•	<u> </u>

(2)計画

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	る市	住	ンラ	保	情	産	交	行	避	力地	老	官広
	国域	宅	・イ	健	報	業	通	政	難	強 域	朽	民 域
名称	土に		廃フ	•	•			機	支	化の	化	連連
	保お	都	棄ラ	医	通		物	能	援	防	対	携携
	全け	市	物イ	療	信		流			災	策	·
1 西宮市都市計画マスタ	アープラン	•					•					
2 西宮市立地適正化計画	1	•										
3 西宮市地域防災計画	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•
4 西宮市水防計画	•				•			•	•			•
5 西宮市国民保護計画			•	•	•			•	•	•		•
6 西宮市危機管理計画								•				
7 西宮市公共施設等総合	哈理計画	•	•	•			•	•	•		•	
西宮市農業振興計画	(西宮市都											
市農業振興基本計画)						•						
9 西宮市森林整備計画	•											
10 西宮市地域福祉計画				•					•	•		
西宮市高齢者福祉計画	・西宮市											
介護保険事業計画												
12 西宮市障害福祉推進計	†画			•					•			
13 西宮市空家等対策計画	1	•										
14 第 3 次西宮市環境基本	c計画		•									
西宮市循環型社会形成	找推進地域											
計画(第3期)												
16 西宮市災害廃棄物処理	まま 目前 日本		•									•
17 西宮市耐震改修促進計	†画	•	•	•		•		•				
18 にしのみや住宅マスタ	アープラン	•										
19 西宮市営住宅整備・管	管理計画	•									•	
20 公共施設の中長期修繕	善善善								•		•	
21 西宮市みどりの基本計	†画 ●	•									•	
22 西宮市道路整備プログ	ブラム	•					•					
23 西宮市無電柱化推進計	†画	•					•					
24 西宮市橋梁長寿命化修	逐繕計画						•				•	
25 西宮市舗装修繕計画							•				•	
道路の整備に関するフ	プログラム											
(兵庫県策定)												
27 西宮市消防団施設整備								•		•	•	
28 西宮市消防団施設補修								•		•	•	
29 西宮市水道事業ビジョ			•					•		•	•	•
30 投資・財政計画(水道			•								•	•
31 西宮市水道施設整備計	* * *		•								•	
32 各事業継続計画(水道	直事業)		•					•			•	•
33 西宮市工業用水道事業			•					•			•	•
34 西宮市工業用水道施設			•								•	•
35 西宮市下水道ビジョン			•								•	
36 西宮市下水道事業経営	営戦略●		•								•	
西宮市下水道ストック	フマネジメ										•	
ント計画												
38 西宮市下水道総合地震			•								•	•
39 西宮市公共下水道全体			•								•	
40 西宮市公共下水道事業	計画●		•								•	

名称		1 市域におけ	2 住 宅 ・ 都 市	3 ライフライ	4 保 ・ 医療	5 情報・通信	6 産 業	7 交通・物流	8 行 政 機 能	9 避 難 支 援	力地域の防災	11 老 朽 化 対 策	12 官民連携・
41	西宮市流域関連公共下水道事業 計画	•		•								•	
42	西宮市下水道耐水化計画(仮 称)			•								•	
43	西宮市学校施設長寿命化計画		•							•		•	
44	各教育環境整備事業等基本計画		•							•		•	
45	西宮市通学路交通安全プログラム		•										

≪参考資料≫

本市に影響のあった既往災害履歴

(1) 兵庫県の主な被害地震の履歴

発生年月日	地震規模	震源	被害状況
推古 7.5.28	7. 0	不詳	大和 (奈良県) で倒壊家屋が生じたとの記述が「日本書記」にあり。わが 国最古の地震災害に関する記述。
大宝元. 5. 12	7. 0	舞鶴付近	揺れが3日間続く。舞鶴沖の冠島が山頂部を残して海中に沈む(伝説)。
天平 6.5.18	不詳	不詳	畿内七道(近畿地方)の民家が倒壊し、圧死者多数。山崩れ、川塞ぎ、地 割れも無数に発生。
天平 17.6.5	7. 9	岐阜付近	美濃(岐阜県)で被害甚大。摂津(大阪から神戸)では余震が20日間続く。
天長 4.8.11	6.5~7.0	京都の宇治付近	京都で舎屋が多く倒壊し、余震が翌年6月まで続く。
貞観 10.8.3	7.0以上	姫路中心部から東約 10 中の姫路・加古川・高砂 3市の接合地点付近	播磨諸郡の官舎・官寺の堂塔がすべて倒壊(「三代実録」による)活断層 のズレによる震源の浅い直下型地震(?)播磨地方では記録に残る過去最 大の激震。活断層のズレによる直下型地震。
仁和 3.8.26	8.0~8.5	潮岬の南西約80和の海 底	五畿七道(近畿地方)に被害。京都では民家・官舎の倒壊による圧死者多数、沿岸では津波による溺死者多数、特に摂津で被害大。
承平 8.5.22	7. 0	京都付近	京都で宮中の内膳司が破壊し死者4名、舎屋や築垣・堂塔・仏像などの倒 壊多し。高野山の諸伽藍も破壊。余震多く、8月6日にも強震。
嘉保 3.12.17	8.0~8.5	志摩半島の南東約 20 キロの海底	機内および東海道に被害。津波で駿河(静岡県)の社寺・民家の流出 400 余、京都では大極殿が破損し、瀬田橋が落ちた。
元暦 2.8.27	7.4	大津付近	京都、特に白河周辺の被害大。社寺・家屋の倒壊・破壊多く、死者多数。 宇治橋も落ちる。8月12日に強い余震、その後も9月まで余震続く。
正平 16.8.3	8. 25 ~ 8. 5	潮岬の東約80和の海底	山城・摂津から紀州熊野におよぶ被害。四天堂寺を始めとして諸堂の倒壊や破損多数。また津波が発生し摂津・阿波・土佐に被害、特に阿波(徳島県)で甚大南海トラフ沿いの巨大地震。
天安 16.5.13	5.75 ~ 6.5	京都の西約 15 知	東山・西山で所々地割れあり、また山崩れで死者多数、淀大橋・桂橋が落 下。7月まで余震続く。
明応 3. 6. 19	6. 00	大和郡山付近	大和の諸寺破損、郡山の西矢田荘で民家の破損多数。余震が翌年まで続く。
明応 7. 9. 20	8. 2~8. 4	静岡県掛川の南約 70 キロの海底	紀伊から房総にかけての海岸で大津波。伊勢大湊で家屋流出 1,000 戸、溺死 5,000 人、静岡県志太群で流死 26,000 人南海トラフ沿い東端部での巨大地震。南海トラフ沿い東端部での巨大地震。
永正 7.9.21	6.5~7.0	河内(大阪府東部)	摂津・河内の諸寺で被害あり、大阪で圧死者がでる。余震が 70 余日以上続く。
天正 7. 2. 25	6.0	大阪府近	四天王寺の鳥居が崩れる。余震が3日間続く。
慶長元. 9. 5	7. 5	生駒山付近	京都の三条から伏見にかけて被害大。伏見城の天守が大破して圧死者 500 人がでたのを始め、諸寺・民家の倒壊多く死傷者多数、堺でも死者 600 人 余を数えた。「伏見地震」余震が翌年4月まで続く。
慶長 9. 2. 3	7. 9	潮岬の西70和の海底静岡の南約150和の海底	淡路島の千光寺の諸堂が倒壊、大津波が発生して関東から九州までの太平 洋岸で被害、阿波宍食の津波の高さは約6 メートルと伝えられる。2つの地震 が同時に発生したとする説と、1つの地震だとする説がある。
寛文 3. 6. 16	7. 25 ~ 7. 6	比良山(滋賀県西部)付 近	唐崎(大津市)田畑85町余が湖中に没し、家屋倒壊1,570、大溝(滋賀県高島町)で1,020戸余が倒壊、死者37人、彦根で1,000戸倒壊、死者30人余、京都で1,000戸倒壊、死者200人余。比良断層または花折断層の活動ではないかといわれる。
宝永 4.10.28	8. 4	潮岬の南約20和の海底	被害は広範囲にわたり、津波も発生。特に東海道・伊勢湾・紀伊半島でひどかった。全体で死者2万、倒壊家屋6万、流失家屋2万におよんだ。わが国出最大級の地震のひとつ(「宝永地震」)単一地震ではなく、遠州灘沖でも同時に巨大地震が発生したのではないかともいわれている。
嘉永 7.7.9	7. 25	奈良の北東約20和付近	伊賀上野付近で家屋倒壊 2,000 戸、死者約 600 人。奈良で家屋倒壊 400 戸、死者 300 人余などの被害。上野付近で断層を生じ、その南側は 1 知に わたって最大 1.5 トートル沈下した。木津川断層の活動といわれる。
嘉永 7.12.23 (安政元)	8. 4	潮岬の東南東約 200 扣 の海底	被害は関東から近畿におよび、大津波が房総半島から土佐にかけての太平 洋沿岸を襲い、特に東海地方の海岸沿いの被害が大きかった。被害状況は 翌日の南海大地震と重なり区別しがたい。「安政東海地震」。
嘉永 7. 12. 24 (安政元)	8. 4	潮岬の南西約80和の海 底	安政東海地震の 32 時間後に発生、被害は東海から九州にまでおよび家屋の全壊 2 万戸、半壊 4 万戸、焼失 6 千戸、流失 1 万 5 千戸、死者数千人におよんだ。太平洋岸では津波も発生し、波の高さは串本で 15 メートルに達した。大阪地方では津波による溺死者や船舶の破損がめだった「安政南海地震」。

発生年月日	地震規模	震 源	被害状況
元治元. 3. 6	6. 25	加古川上流の杉原谷付 近	杉原谷付近で家屋が多数崩壊し、田畑に損害。
明治 24. 10. 28	8.0	大垣の北約 30 和	仙台以南の全国で有感。美濃(岐阜県)・尾張(愛知県)を中心に被害が拡がり、建物全壊 14 万余、半壊 8 万余、死者 7, 273 人、山崩れ 1 万か所余におよんだ。 「濃尾地震」根尾谷を通る大断層を生じ、水鳥で上下に 6 メートル、水平に 2 メートルずれた。翌年、翌々年にも余震あり。
大正 5.11.16	6. 1	明石海峡付近	局地的な地震で、被害は死傷者6人、神戸・明石・淡路北部で家屋倒壊3 戸、破損数十。この地震により、有馬温泉の泉温が摂氏一度上昇。
大正 14.5.23	6.8	豊岡付近	円山川流域で被害が大きく、死者 428 人、全壊家屋 1,295 戸焼失家屋 2,180 戸。「北但馬地震」円山川の河口付近に長さ 1.6 和の小断層が 2 つ できた。
昭和 2.3.7	7.3	大江山付近	被害は丹後半島の付け根地方が最も大きく、淡路・大阪・岡山. 徳島方面にもおよび、全体で死者 2,925 人、家屋全壊 12,584 戸、同焼失 3,711 戸に達した。「北丹後地震」長さ 18 和の郷村断層とそれに直行する長さ 7キロの山田断層が生じた。
昭和 18.9.10	7.2	鳥取市付近	鳥取市を中心に被害が大きく、死者 1,083 人、家屋全壊 7,485 戸、半壊 6,158 戸に達した。「鳥取地震」長さ8 和の鹿野断層、同 4.5 和の吉岡断層を生じ、地割れや地変が多かった。「鳥取地震」長さ8 和の鹿野断層、同 4.5 和吉岡断層を生じ、地割れや地変が多かった。
昭和 21.12.21	8.0	潮岬の南南西約50和の 海底	被害は東海以西の西日本太平洋岸で大きく、津波も発生。被害は、死者 1,330 人、全半壊家屋 35,000 戸、流失家屋 1,451 戸、浸水家屋 33,000 戸、焼失家屋 2,598 戸におよんだ。「南海地震」。
昭和 27. 7. 18	6.8	奈良県吉野付近	死者 9 人、家屋全壊 20 戸、春日大社の石灯籠 1,600 のうち 650 が倒壊。 「吉野地震」。
平成 7.1.17	7. 3	淡路島北部 震源の深さ16 和	被害は死者行方不明者 6,394 人、全半壊家屋 257,127 棟。死者の半数は 60 才以上の高齢者、死因は家屋の倒壊による圧死が 9 割。西宮市では、阪神 高速道路や山陽新幹線の高架が倒壊、住宅の倒壊や火災が発生し、多くの 犠牲者を出した。「兵庫県南部地震」戦後最大の都市直下型地震。

出典:寺脇弘光:兵庫県南部地震と山崎断層、神戸新聞総合出版センター、1995、P69~89

参考文献:西宮市(調査財団法人大阪土質試験所):西宮市における地震による被害想定調査報告書

兵庫県防災会議:兵庫県地域防災計画(震災対策計画編)、兵庫県、1995

(2) 風水害の履歴

発生年月日	災害種別		人的	的被害(人	()					住家	その礼	皮害(戸)			· 備 考
光生年月口	火苦性別	死	者	行方不明	負傷者	全	壊	流	失	半	壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	1佣 右
明治 4. 9. 18	暴風雨		20	不明							14			不明	
明治 29.8.30 ~31	台風 (水害)	不明	月					こより. 充失浸		(武庫郡史)					
明治 29. 9. 6	前線性降雨 (水害)	不明	月		大涉	サルと とれまり しょうしょう しょうしょう しょうしょ しょうしょ しょうしょ しょうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅうしゃく しゃく しゅうしゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく しゃく	なり	瓦木村		(武庫郡史)					
明治 30. 9. 29 ~30	台風 (水害)	死信	傷者 20 余名(詳細不明)						技川》 のた	(武庫郡史)					
明治 36.7.7~9	梅雨前線 (水害)		-	ı	-		-		-		-		32	968	武庫郡における被害 (県統計書)
大正 11.7.4~5	梅雨前線 (水害)		9	-	-		2		-		14			2, 987	武庫郡における被害
大正 13.9.11 ~12	熱帯性低気圧 (風水害)		1	I	ı		_		-		1		60		現西宮市域における被害
大正 14.8.17	台風		-	-	-		7				10		-	-	全半壊以上の被害不明
大正 149.17 ~18	熱帯性低気圧		1	I	I		-		1		1		1	250	
昭和 7.7.1~2	梅雨前線		_	-	_		-		_		-		205		田畑浸水 3.5 町歩
昭和 7.7.8	梅雨前線		-	-	-		-		-		-		313		

人的被害(人)															
発生年月日	災害種別	死:	者	行方不明	負傷者	全	壊	流	失	半	壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	備考
昭和 8.9.4	台風		1	-	4				-		-		103		
昭和 8.10.20	台風		1	-	=				-		-		20		田畑浸水 15 町歩
昭和 9.9.21	室戸台風		25	-	57		76		138		228		2,932	2,342	
昭和 10.6.29	梅雨前線		5	-	-		2		-		2		3,000	5,000	田畑浸水 100 町歩。 甲陽大池決壊
昭和 10.7.5	梅雨前線		-	-	1		6		1		-			1,100	
昭和 10.8.10 ~11	前線性大雨		-	-	-		1		-		-		800	5,000	
昭和 13.7.3~5	梅雨前線		4	2	-		3				6		2,300	12,000	「阪神大水害」
昭和 23.7.21	雷雨		-	-	-		_		1		-		2	330	田畑冠水 20 町歩
昭和 25.9.3	ジェーン台風		2	-	261		175		21	1	1,562		1,609	4,323	田畑流冠水 443 町歩
昭和 26.10.15	ルース台風		1	-	1		-		-		-		46	210	
昭和 27.7.10 ~11	梅雨前線		1	-	-		-		-		-		242	847	
昭和 28.6.7	台風第2号		-	-	ſ		1		-		3		10	1,200	田畑冠水 50 町歩
昭和 28.9.1	水害		-	-	-		-		-					434	
昭和 28.9.26	台風第 13 号		-	-	-		2		-		7		-	887	
昭和 31.8.17	台風第9号		-	-	=		25		-		-		-	30	
昭和 32.6.27	台風第5号		-	-	-		-		-		2		86	1,260	
昭和 33.10.1~2	豪雨		-	-	ı		-		-		-		-	30	
昭和 34.7.14 ~15	梅雨前線		_	ı	-		-		-		-		35	899	
昭和 34.8.12 ~14	豪雨		-	-	-		-		-				100	1,420	
昭和 35.8.29	台風第 16 号		25	1	22		9		11		19		182	1,893	
昭和 36.6.26 ~28	梅雨前線		2	I	3		5		-		10		620	10,627	
昭和 36.9.16	第2室戸台風		-	-	=		1		3		29		625	3,300	
昭和 38.6.9~10	梅雨前線		-	-	-		-		-		-		-	52	宅地崩壊 3ヶ所
昭和 39.9.25	台風第 20 号		1	I	32		10		50		87		1,160	6,540	
昭和 40.9.10~17	台風第 23,24 号		1	-	4		7		-		70	180	14	488	
昭和 42.7.9	7月豪雨		6	-	4		5		-		10	17	1,289	18,785	
昭和 43.7.2	梅雨前線と 台風第3号		-	-	-		-		-		-	-	-	1,022	田畑冠水 1,333,000 ㎡
昭和 44.6.25	梅雨前線豪雨		-	-	-		-		-		-	-	15	467	田畑冠水 583,000 ㎡
昭和 44.6.29	梅雨前線豪雨		-	-	-		-		-		-	_	_	6	田畑冠水 5,000 m ²
昭和 45.6.15	梅雨前線豪雨		ı	-	=		_		-		-	-	-	548	
昭和 45.7.5	台風第2号		1	-	=		_		-		-	-	-	39	
昭和 46.9.6	台風第 25 号		1	ı	Ī		_		-		-	_	1	91	

*###B	《中廷山	人	り被害(ノ	()				/## -#4.			
発生年月日	災害種別	死 者	行方不明	負傷者	全 壊	流失	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水	備考
昭和 47.6.8	梅雨前線豪雨	-	-	-	-	_	_	_	7	940	がけ崩れ 9 橋梁流失 1
昭和 47.7.11 ~13	梅雨前線豪雨	-	-	-	-	-	1	-	-	895	がけ崩れ 18
昭和 48.5.1~2		-	-	-	-	-	-	-	-	2	がけ崩れ 2
昭和 48.6.29	梅雨前線豪雨	-	-	-	-	-	-	-	-	-	道路冠水 7
昭和 50.7.3~4	梅雨前線豪雨	-	-	-	-	-	-	-	_	450	がけ崩れ 5
昭和 50.8.22 ~23	台風第6号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	道路冠水 12
昭和 58.9.28	台風第 10 号	8	1	5	1	-	-	-	87	715	道路冠水 71、橋梁破損1、道路破損等 25、がけ崩れ 23 降雨量 278.5mm
平成元.9.14	豪雨	1	-	-	-	-	3	3	405	10,200	道路冠水 624、埋没 12、 公共施設被害等 25 時間雨量 112mm 記録
平成 2.9.13	豪雨	-	-	-	-	-	-	-	21	445	道路冠水 216 田畑冠水 9ha
平成 10.10.17	台風第 10 号	-	-	1	-	-	-	-	76	64	がけ崩れ 1 道路冠水 3、倒木 13、
平成 11.6.29	梅雨前線による 豪雨	-	-	-	-	-	3	-	12	33	地下浸水 15、がけ崩れ 5、道 路冠水 41、道路損傷 3
平成 11.9.17	豪雨	1	-	_	-	-	-	-	205	616	地下浸水 24、道路 冠水 11.6km、道路損傷 3 一時通行止め 5、河川護岸の 損壊 6、鉄道高架下冠水 3、断 水 201、停電約 1960、かス停止 28、宅地一部損壊 1
平成 16.10.20	台風第 23 号	_	_	-	-	_	73 (※ 1)	15 (※ 2)	76 (※3)	1	道路損壊2(通行止め)、河川 護岸の損壊2、道路冠水 1800m、断水3,000、停電890、 宅地一部損壊1
平成 25.8.25	豪雨	-	-		_	_	-		17	68	
平成 26.8.9 ~10	台風第 11 号	-	-	-	-	-	-	-	4	4	道路冠水 17 箇所、避難準備 情報 64,783 人、避難勧告 5,828 人、避難指示 7 人
平成 309.4 ~7	台風第 21 号	_	_	22	2 (※4)	_	4 (※4)	769 (※4)	35 (※ 4)		道路冠水 21 箇所、避難準備 情報 18,900 人、避難勧告 9,800 人、停電 85,000 世帯

^(※1)半壊 73 の内、名塩木之元 72、武田尾 1。内大規模半壊 6 棟・全部床上浸水

^(※2)床上浸水は3

^(※3)半壊 73、一部損壊 3 (※4)令和3年 12 月末現在

昭和 40 年度から住家の単位が「戸」から「棟」にかわり、「一部破損」が追加された。

(3) 武庫川の堤防決壊(西堤防のみ)の履歴

発生年月日	決壊場所							
天正年間	不明							
明暦元. 4. 29	上瓦林の東方							
萬治元	上新田の東方							
萬治 2	小曾根付近							
天文 5. 6. 10	枝川堤							
天文 5.7.1	上瓦林、段上・上太市堤							
慶弔元. 5. 29	下新田の東北							
明治 29. 8. 31	上瓦林							
明治 30. 9. 30	枝川堤							
武庫川治水工事(兵庫県) 第一期 大正 12 年 3 月竣工							
	第二期 昭和3年3月竣工							

出典:瓦木村誌

(4) 津波の履歴

35	₩電点	電流	津波(最	大波高)		
発生年月日	地震名	震源	神戸港	洲本港		
昭和 21.12.21	南海地震	紀伊半島沖	福良町 250 cm 由	l良町 100 cm		
			灘村 150 cm 沼	名島村 150 cm		
			阿万村 150 cm 志	:筑町 100 cm		
昭和 27.11.4	カムチャッカ沖地震	カムチャッカ半島南東沖	記録なし	19 cm		
昭和 35. 5. 23	チリ地震	南米チリ南部沖	56 cm	59 cm		
昭和 38.10.13	エトロフ島沖地震	北海道東方	10 cm	3 cm		
昭和 39. 3. 28	アラスカ地震	アラスカ南部近海	23 cm	14 cm		
昭和 40.2.4	アリューシャン地震	アリューシャン中部	8 cm	4 cm		
昭和 43.4.1	日向灘地震	日向灘	11 cm	5 cm		
昭和 58. 5. 26	日本海中部地震	秋田県沖	津居山 108 cm			
平成 5.7.12 北海道南西沖地震		北海道南西沖	舞鶴 70 cm			

出典:兵庫県災害誌及び神戸海洋気象台による記録

用語集

用語	説明
あ行	
油汚染対策ガイドライン	平成 18 年 3 月に、環境省が主として油を取り扱う事業者向けに策定した、油汚染問題への
	対応を記したガイドラインのこと。
インフラ	生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤と位置付けられ、公共の福祉のため
(インフラストラクチャー)	整備・提供される道路、鉄道、上下水道、電気、電話網、通信網、あるいは学校、病院、湾
	港やダムなど施設の総称のこと。
雨水貯留浸透施設	雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、下水道・河川への雨水流出量を抑制する
	施設のこと。
応急給水	計画的な断水作業や、事故や災害による突発的な断水作業、仕切弁操作に伴う濁水発生時な
	ど、緊急の水需要に対応することを目的に臨時に給水すること。
か行	
家屋被害認定士	兵庫県が平成 18 年 1 月に創設した「兵庫県家屋被害認定士制度」の登録者のことで、養成
	研修により、十分な知識と技術を備え即時に被害調査に従事することが可能。
幹線道路	全国的、あるいは地域・都市内において主要な地点を結び、骨格的な道路網を形成する道路
	のこと。通常、広幅員・高規格の道路であることが多い。
既存不適格	既存の適法な建築物が、法令の改正や都市計画変更等により不適格な状態となること。
緊急輸送道路	災害直後から、避難・救助を始め、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保す
	べき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する基幹的な道路のこと。
交通インフラ	鉄道、路線バスなどの公共交通機関及び高速道路を始めとする各種道路網や、新幹線を始め
	とする鉄道網の総称のこと。
さ行	
災害拠点病院	災害発生時に災害医療を行う医療機関を支援する病院のことで、厚生労働省が示す指定要件
	に基づき都道府県が指定する。
災害時帰宅支援ステーション	大規模災害により交通が途絶した際に、協定に基づき、可能な範囲で帰宅困難者への支援を
	行う事業者の店舗のこと。
災害廃棄物	コンクリートがらや木くずなど、地震・水害・台風などの自然災害により家屋等に被害が生
	じた際に発生した廃棄物のこと。
災害派遣医療チーム	医師、看護師、業務調整員(医師・看護師以外の医療職及び事務職員)で構成され、大規模
(DMAT)	災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期(おおむね 48 時間以内)から活動で
	きる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チームのこと。
サプライチェーン	製造した製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのつながりのこと。
砂防	土石流、地滑り、急傾斜地の崩壊といった土砂災害から人々の命や暮らしを守るために行う
	事業のこと。
事業継続計画(BCP)	事業継続計画 (Business Continuity Plan) とは、緊急事態等の危機的状況下に置かれた場
	合でも、重要な業務が継続できる、あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべ
	き活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。
自主防災組織	住民の隣保協同の精神に基づき、災害から「自分たちのまちは自分たちで守る」ために活動
	することを目的に結成された組織のこと。
住宅密集地	当該区域内に老朽化した木造の建築物が密集しており、かつ、道路や公園などの公共施設が
	十分に整備されていないことなど、当該区域内の土地利用の状況から、その特定防災機能が

	確保されていない市街地のこと。※「地震時等に著しく危険な密集市街地」については、兵			
	庫県下では神戸市のみ。			
	震災時の給水が特に必要な医療機関や避難所等の施設のこと。			
取水施設	導水施設 (用水路・導水管など) に水を供給するために、川や湖などの地表水・地下水から			
4人八川也以	水を引き入れるための施設のこと。			
	コンピューターや機器、システムに何らかの障害が発生した際に備えて、予備の設備やサフ			
70 K ID	システムなどを平常時から運用しておくこと。			
	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、			
77 77 77 78 78 78 78	川の流量を安定させる機能のこと。雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する			
	機能もある。			
た行				
—————————— 大規模集客施設	物品販売業を営む店舗、飲食店、映画館、劇場又は観覧場の用途に供する建築物で、当該用			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	途に供する部分の床面積の合計が1,000 ㎡を超えるもの。			
多面的機能支払制度	農業や農村が持つ多面的な機能の維持や、機能の発揮を図るための地域の共同活動を支援			
	し、地域資源の適切な保全管理を推進する目的で設立された助成金制度のこと。			
地域避難支援制度	避難行動要支援者本人の同意により市が作成・提供する地域避難支援制度登録者名簿を活用			
	し、災害が起きた時に手助けを必要とする方に対して、自治会・自主防災組織、地域の方か			
	連携して支援する制度のこと。			
地緣団体	町又は字の区域、その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され			
	た団体のことで、いわゆる自治会、町内会等が該当する。			
地区防災計画	住民等が、「自助」・「共助」の精神に基づき、地域の防災力を高めるために必要な避難行動			
	や避難所運営の役割分担、防災訓練、資機材の備蓄など、各地区の特性に応じた防災活動の			
	ルールを定めた計画のこと。			
治山	森林の維持造成を通じて山地における地震や豪雨等に起因する災害から県民の生命・財産を			
	保全し、また水源涵養、生活環境の保全形成を図る事業のこと。			
地籍調査	国土調査法に基づいて行う調査であり、それぞれの土地について、所有者、地番及び地目の			
	調査並びに境界及び地積に関する測量を行い、その結果を地図(地籍図)及び簿冊(地籍			
	簿)に取りまとめる調査のこと。			
調整池	集中豪雨などで急激に水量が増加した場合に、雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量			
	を調節することにより洪水被害の発生を防止する施設のこと。			
通信インフラ	地中や電柱などに張り巡らされた電話回線(メタル回線)網や光ファイバー回線網、携帯電			
	話基地局、通信会社の拠点施設、集線装置や交換機などの社会基盤として敷設、運用される			
	通信回線や通信機器、施設などの総称のこと。			
都市計画道路	都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通にお			
	ける最も基幹的な都市施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路のこと。			
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危険が生じるおそれがあると認められ			
(イエローゾーン)	た区域のこと。「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」によ			
	り兵庫県が指定する。			
土砂災害特別警戒区域	土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危険が生じ			
(レッドゾーン)	るおそれがあると認められた区域のこと。「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策			
	の推進に関する法律」により兵庫県が指定する。			

な行			
西宮市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、西宮市防災会議が定める計画のことで、西宮市及		
	び防災関係機関などが互いに協力して、災害に対する各種対策(予防・応急・復旧)に関す		
	る事項を定め、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的として作成される。		
農業水利施設	農業生産のために水田や畑まで水を運ぶ役割を果たすダムやため池、農業用水路や水門、頭		
	首工等の施設のこと。		
法面	切土や盛土により作られる人工的な斜面のこと。		
は行			
配水池	浄水場から送り出された水を一時的に貯めておく施設のこと。		
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経		
	路等の防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。		
避難確保計画	浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設が作成しなければならな		
	い、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画のこと。		
樋門	内水の排水のために、堤防を横切って設けられる水路のこと。		
プラグインハイブリッド車	家庭用電源などの電気を車両側のバッテリーに充電することで、電気自動車としての走行割		
	合を増加させることができるハイブリッド車のこと。		
防災インフラ	ライフラインや交通インフラに加えて災害時に拠点となる、あるいは、重要となる施設の総		
	称のこと。		
ま行			
無停電電源装置(UPS)	停電や急な電圧変動などによる電力トラブルが起こった際に、内部バッテリーに蓄電してお		
	いた予備電源によって、コンピューターやサーバーに安定的に電力を供給する装置		
や行			
有害物質等流入事故対策マニュ	平成 17 年の下水道法改定に伴い国土交通省が策定した、有害物質等の公共用水域への流出		
アル	防止と、下水道施設に有害物質等が流入する事故が発生した場合の対応に関するマニュアル		
	のこと。		
要配慮者(災害時要援護者)	高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児・児童、日本語に不慣れな外国人など、災害発生時		
	において必要な情報の把握や一人での避難が難しい人、避難生活などが困難な人のこと。		
予防保全型維持管理	構造物の更新時期の平準化と総事業費の削減を図るために、損傷や劣化が進行する前に適切		
	な対策を行う管理手法のこと。		
ら行			
ライフサイクルコスト	建物の企画設計から建設、運営管理及び解体に至るまでの総費用のこと。		
ライフライン	市民生活の基盤となる電気・ガス・上下水道・電話・交通・通信などの都市生活を支えるシ		
	ステムの総称のこと。		
A~Z行			
T. P.	東京湾平均海面 (Tokyo Peil) の略称であり、全国の標高の基準となる海水面の高さのこ		
	と。		